

第百四十回国会
衆議院
厚生委員會議錄 第二十八号

平成九年五月二十三日(金曜日)
午後一時三十分開議

出席委員

委員長 町村 信孝君

理事 佐藤 剛男君

理事 津島 雄二君

理事 岡田 克也君

理事 五島 正規君

理事 伊吹 文明君

理事 大村 秀章君

理事 嘉数 知賢君

理事 桜田 義孝君

理事 田村 憲久君

理事 能勢 和子君

理事 松本 純君

理事 井上 喜一君

理事 鴨下 一郎君

理事 福島 豊君

理事 矢上 雅義君

理事 米津 等史君

理事 枝野 幸男君

理事 中川 智子君

理事 土肥 隆一君

出席國務大臣

厚生 大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

厚生政務次官 鈴木 俊一君

厚生大臣官房長 近藤純五郎君

厚生大臣官房総務課長 中西 明典君

厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君

厚生省児童家庭局長 横田 吉男君

局長 矢野 朝水君

厚生省年金局長 矢野 朝水君

委員外の出席者

文部省教育助成 玉井日出夫君

局施設助成課長 北見 耕一君

文部省体育局長 市川 喬君

校健康教育課長 市川 喬君

厚生委員会調査 市川 喬君

室長 市川 喬君

委員の異動

五月二十三日

補欠選任

田村 憲久君

同日

補欠選任

田村 憲久君

同日

補欠選任

田村 憲久君

同日

補欠選任

田村 憲久君

同日

補欠選任

田村 憲久君

同日

補欠選任

田村 憲久君

同日

補欠選任

田村 憲久君

同日

補欠選任

田村 憲久君

同日

補欠選任

田村 憲久君

同日

補欠選任

田村 憲久君

同(中田宏君紹介)(第三〇三九号)

同(春名真章君紹介)(第三〇四〇号)

同(東中光雄君紹介)(第三〇四一號)

同(平賀高成君紹介)(第三〇四二號)

同(不破哲三君紹介)(第三〇四三號)

同(藤木洋子君紹介)(第三〇四四號)

同(藤田スミ君紹介)(第三〇四五號)

同(古堅実吉君紹介)(第三〇四六號)

同(前原誠司君紹介)(第三〇四七號)

同(正森成二君紹介)(第三〇四八號)

同(松本善明君紹介)(第三〇四九號)

同(矢島恒夫君紹介)(第三〇五〇號)

同(山原健二郎君紹介)(第三〇五一號)

同(吉井英勝君紹介)(第三〇五二號)

同(吉井英勝君紹介)(第三〇五二號)

同(小淵恵三君紹介)(第三二一九號)

同(医療保険改悪反対、建設国保組合の国の定率補助削減反対に関する請願(辻第一君紹介)(第三〇五四号)

同(医療保険の患者負担の大幅引き上げ中止に関する請願(前原誠司君紹介)(第三〇五五号)

同(公的介護保障の早期確立に関する請願(平賀高成君紹介)(第三〇五六号)

同(古堅実吉君紹介)(第三〇五七號)

同(医療と介護の拡充に関する請願(畠山健治郎君紹介)(第三〇五八號)

同(藤木洋子君紹介)(第三〇五九號)

同(鈴木吉雄君紹介)(第三一三七號)

同(児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(藤木洋子君紹介)(第三一二八号)

同(山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願(藤木洋子君紹介)(第三一三〇号)

同(児童を性的に搾取する行為を禁止するための児童福祉法第三十四条の改正に関する請願(藤木洋子君紹介)(第三一三一號)

同(療術の法制化に関する請願(佐藤勉君紹介)(第三一三二號)

同(野田実君紹介)(第三一三三號)

同(重慶戦傷病者と妻の援護に関する請願(小野晋也君紹介)(第三一三四號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

児童福祉法第三十四条の改正に関する請願(藤木洋子君紹介)(第三一三一號)

療術の法制化に関する請願(佐藤勉君紹介)(第三一三二號)

同(野田実君紹介)(第三一三三號)

同(重慶戦傷病者と妻の援護に関する請願(小野晋也君紹介)(第三一三四號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

同(河村建夫君紹介)(第三一三五號)

同(増田敏男君紹介)(第三一三六號)

本日の会議に付した案件

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)(参議院送付)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)

○町村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。福島豊君。

○福島委員 厚生委員会も審議が非常に長く続きまして、予算委員会の審議時間を超えたということで、今国会は大変充実した委員会の審議をさせていただいているなと思っております。まだ二本ございますので、しっかりと審議をさせていただきたい、そのように思っております。

児童福祉法の改正案でございますが、まず、この法改正の趣旨、目的は何かということをお尋ねしたいと思っております。

今回の法改正は、久方ぶりの大改正であるというふうにも最初伺いました。二十一世紀の少子・高齢社会を目の前にしまして、さまざまなことが問題になっております。お母さん方におかれては、育児不安を持つお母さん方がふえている。そしてまた児童虐待の問題、これも最近増加している。さらには、いじめ問題でありますとか、子供を取り巻く病理現象とも言っているような事柄が増加しているのが今の状況ではないかと思っております。

その中であって、二十一世紀を担う子供たちをいかに健康に育てていくのか、そしてその環境をどう整えていくのか、本来はそうしたことが児童福祉法の最大の目的だと思うわけでございまして、こういったことを踏まえまして、今回の法改正の御趣旨また目的につきまして、大臣から御説明をいただきたいと思っております。

○小泉国務大臣 今回の法改正の趣旨、目的いかんというお尋ねですが、具体的に言いますと、主

な点は三つあると思っております。

まず第一には、就労形態の多様化等により、保育需要も多様化している状況に適切に対応し得るよう、保育所に関する情報に基づき保護者が希望する保育所を選択できる仕組みに改めること、これが第一点。二点目は、児童の虐待、いじめの増加等、児童をめぐる問題の多様化、複雑化に適切に対応し得るよう、児童福祉施設の名称、機能を見直すとともに、地域における相談指導体制の整備等を図ること、これが第二点。三点目は、母子家庭の自立の促進のため、母子寮の名称、機能を見直し、母子家庭の就労促進など施策の充実を図ること。

これらを主な内容としておりまして、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援する、これが今回の主な趣旨であり、目的であると私は考えております。

○福島委員 今回の大臣の御説明でございましたが、参議院での審議を私はずっと読ませていただきました。それは、今回の法改正というものが、今大臣が掲げられた三つのポイントがあるということでございます。また、健康やかに児童が育つ環境というものを整備するためにどの程度の効果を果たして持つのか、そしてまた、子供のさまざまな病理現象に對して今回の児童福祉施設の体系の転換というものがどの程度の影響があるのか、効果があるのか、この点について、実は審議の中でさまざまな答弁を拝見いたしましたけれども、よく理解できません。これは御答弁を求めようと思いませんが、具体的な点について、後ほどお聞きしたいと思います。

そしてもう一つ、私がよく理解できなかったことは、厚生省の最高責任者である大臣が、少子化問題というものを對して一体どのように取り組もうとしているのか、どのようにこれを解決しようとしているのか、その大臣の意欲といえますか、私は大臣の答弁の中から余り感じることができませんでした。

例えば、大臣はこのような答弁をされておられます。少子化問題に對してどうするのか。

この問題は幅広くいろいろな方の意見を聞いて、少子化時代にどう対応するか、またお子さんを持つていらっしゃる方に対して育てやすい環境をどうやって支援していくか、息の長い問題だと思っております。

どうも非常にのんびりとした、こう言つては大変失礼でございますけれども、御答弁のような気がいたしましたわけですね。具体的にこうしますよ、これが柱ですよという御答弁になっておられない。先日、東京商工会議所が「少子化対策」に関する提言」というものを提出いたしました。この中ではこういうことが言われております。

少子化対策が将来の社会的費用を支える若年層を増やすための対策であることに鑑み、政策のトップ・プライオリティとして位置づけ、これに新たな財源の優先的投入を行うことも、国民の理解を得られよう。

政策のトップ・プライオリティである、私もそのとおりだというふうに思います。

大臣の参議院の審議での御答弁では、いろいろと意見をお聞きしながら思長く考えていきましようというふうな印象を受けたわけでございまして、改めまして、大臣に、この少子化問題にどのように取り組んでいくのかということにつきまして、御見解また御決意をお聞かせしたいと思います。

○小泉国務大臣 私は、少子化問題という重要性は私なりに認識しているつもりであります。少子化になったから、大変だ、何かすぐ手を打てというように對して慎重だと言っているのです。

少子化の問題は厚生省だけの問題ではない。なおかつ、今の時代に、産めよふやせよ、子供をふやせばいいというものじゃない。少子化に對して、これから高齢者なり女性の方々に社会に参加してもらう方法も考えなければならぬ。そして、少子化の問題というのは原因が一樣ではありません。そういうことにかんがみて、今少ない、さあ早く何かやれという問題ではないのじゃないか。重

要性は認識しながらも、その原因と対策、これはもつと幅広く、厚生省だけの問題じゃないから、幅広く意見を聞いて、総合的な観点から対策を打った方がいいのじゃないか。それじゃ、何で具体策をやるかと。これは、今すぐ何か気づいて思いつきでやるべき問題じゃないということをお願いいたします。とり方によっては何を悠長なという方方をされるかもしれません、そんな単純な問題じゃないということを言いたかったわけでありました。

○福島委員 大臣のおっしゃることはよくわかりました。総合的な観点から、衆知を結集して、しかし、着実に取り組んでいただきたい。すぐにどうこうできるという話ではないかもしれませんが、こういう政策をしよう、こういう方向でいこうという政策をしよう、こういう方向でいこうという政策をしよう、それはスタートしてから実際に効果が出るまでには恐らく相当時間のかかる大きな問題なんだというふうに思うのです。そういう意味で、私の申し上げたいことを御理解いただきまして取り組んでいただきたい、そのようにお願いを申し上げたいと思っております。

次に、今回、保育所のあり方が大きく変わるわけでございます。措置制度から選択制への転換、これは、保育に對してのニーズがさまざまな多様化している、また、就労形態もさまざまな多様化している、そういう社会状況の変化というものを踏まえて当然のことであるというふうに御説明をいただいております。

参議院でも繰り返し質問がございましたが、今回の制度の転換によつて国の保育に對しての責任が後退するのではないかと、そのような懸念があります。また、財政状況が大変に厳しい、そういうことを踏まえますと、過去にも保育に對しての公的な負担が大幅に減らされたときもあったわけでございまして、私は、今後の動向の中で一体どうなるのかなと率直に心配いたしております。この点につきまして、改めて御確認をいたしたいと思っております。

○横田政府委員 今回の改正におきまして、保育

所への入所方式というものを、従来の行政処分による措置方式から申し込みによる利用契約型的方式に変えることにしているわけでありまして、これに伴いまして、市町村の責任におきまして、現行同様、申し込みがあったときには保育サービスの提供義務を負うことになっております。また、費用負担の面におきましても、市町村が保育所に運営費を支弁することとしたしておりまして、国といたしまして、その一部を国庫負担という形で負担するということで公的な責任を果たすことにしているところでございます。

財政状況、大変厳しい折ではございますけれども、保育に対する公的負担が後退しないよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 後退しないように努力するというところで、参議院でもたびたび御答弁がございまして、ただ、大臣からは「保育予算」というものをどうやって重点的に配分していくかというのが今後厚生省としても大変頭の痛い問題であります」と、これは大変率直な御意見だろうというふうに思います。

財政構造改革の中で聖域なき見直しを行う、そしてまた、医療に関しましては年金に関しましては一定の削減を行うという方針であるようにも、新聞報道を通じて伺っております。となりまして、当然、保育の予算につきましても同様の対応が必要であるという声が、この一、二月、財政構造改革という議論の中で浮かび上がってくるのではないかと、そのようにも思うわけでございます。

財政構造改革への取り組みという点から、この保育の予算は聖域である、別だという話になるのか、そうじゃないですよ、一緒ですよという話になるのか、そのあたりの点につきまして、努力されるという御意見は非常によくわかりますけれども、いま一度御見解をお聞きしたいと思います。

○横田政府委員 財政構造改革との関係でございしますが、会議の「基本的考え方」におきまして、「あらゆる長期計画について、その大幅な縮減を行う」とされております。この点につきましては、

私ども、現在進めております緊急保育対策等五年事業につきましても例外ではないというふうに理解しております。

しかし、少子化が進行する中で、子育てと就労の両立を図るという喫緊の課題を考えますと、大変厳しい財政状況ではございますが、私どももいたしましては、種々工夫を図ることによりまして、平成十年度予算に向けて適切に対応していくよう努力してまいりたいと考えております。

○福島委員 聖域なき見直しというのも大変大切だと思いますが、しかしそれは、一律にカットすると、これはみんな痛み分けということでは話はずまりやすいのかも知れませんが、決してそうであってはならない。見直しをするのであれば、将来に結びつくような見直しでなければいかぬ。この子育ての問題というのは、まさに将来を支える一番根っこになるわけですから、そういう意味では、私は、今局長から御答弁ありましたように、大事にしたい、そのように思います。

次に、保育料の変化につきましてお聞きしたいと思います。

今回の制度の転換によりまして保育料が高くなるのじゃないか、そういう心配が国民の間にはあります。率直に言います、保育料の水準、またそれを今後どのように、ある程度中期のうちにわたりまして決めていくのかということにつきまして、政府の御見解をお聞きしたいと思います。

○横田政府委員 今回の改正によりまして、保育料の負担方式につきましては、申し込みの方法が利用契約方式に変わるということでございまして、それに対応いたしますと、年齢別の保育コストというのを一つの基礎といたしまして、家計への影響等も考慮しながら、将来に向けてできる限り差の少ない、均一的な保育料にしていきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、現在、保育料の額というのは、十段階、年齢別区分二段階でございまして、分かれておりまして、これを一律に均一化するということになり

ますと、低所得階層等に対して減免措置を講じるにいたしましては、上の方は下がるわけでありまして、平均より下の方にございましてはかなりの上昇もするという御意見もございまして、私ども、当面この十段階を、できるだけ急激な負担増が生じないように、簡素化する形で実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、十年度予算におきまして、具体的にはこれから検討することになっております。

○福島委員 最終的には均一な保育料にしたい、応能負担から応益負担ということでも均一な負担にしたいということもございしますが、いきなりそれをやると大変国民の反発もある、今回は激変緩和ということで七段階にいたしましたという御答弁であらうかと思えますけれども、これはどのぐらいのスパンで、時間をかけてそういう形に持っていくとするのか、その点についてはどうお考えなんでしょう。

○横田政府委員 これは、私ども、今申し上げましたように、現行十段階のものをできる限り急激な負担増が生じないような形で、徐々に均一的な方向に持っていくことが必要ではないかというふうに考えておりまして、現時点でこれをいつまでに行うのかということまでは、まだ明確に考えていないところでございます。

○福島委員 また、原理的なことでございしますが、応能負担から応益負担に変える、これは老人福祉の世界でも私はそうだと思いますけれども、果たしてそれがいいのだろうか、果たして国民はそれを望んでいるのだろうかということなんです。

私は、実際に、保育料の負担というのは、大変重荷に感じている方も多くいます。応益負担の方が公平なんだという議論は一面の議論じゃないかと思えます。この点については、局長はどのようにお考えですか。

○横田政府委員 この保育制度がつくられましたのは戦争直後でございまして、そのころの保育所を利用される方と申しますのは、所得税課税世帯というものは全体の二割程度でございまして、八割

の方は所得税非課税世帯というような、どちらかというと、夫婦共働きでないとなかなか生活が大変というような方たちが多かったと思います。現時点におきましては、これがその後、共稼ぎ世帯の一般化に伴いまして所得水準も向上して、逆に八割近くの方が所得税を納める方に回っているというところでございまして、現行の保育料に対しては、上の方の世帯の方につきましましては、かなり保育料の負担が、保育単価全額が取れるというところになっておりますので、高いという御批判をいただいております。また、所得の捕捉率等もございまして、負担の不公平感というようなものもかなり強く言われているわけでありまして、私ども、こういった戦後五十年における変化を踏まえまして、このたび、入所方式を利用契約方式に変えることに伴いまして、保育料につきましても、保育コストを基礎として、同じ保育サービスを受ける場合には基本的には同じ保育料をいただくというのが適当ではないかと考えております。

従って、先ほど御説明申し上げましたような保育料の決め方というものを考えた次第でございます。

○福島委員 しかし、そのように局長おっしゃられますけれども、例えば先ほどの商工会議所の行ったアンケートでも、経済的な支援策を求める声というのは、実際には半数近くの方が子育てにかかわって経済的な支援を求めている。大変だということだと思ふのです。そういう状況を踏まえて、なおかつ均一にすること、それが公平なんだというの、やはりどこか強引なような気がいたします。そういう意味では、均一化を図るといっても、国民の声を聞きながら慎重に取り組んでいただきたい、私はそのようにお願いしたいと思っております。

続きまして、保育所の今後のあり方ということでございまして、今回、選択制ということでは市場原理が持ち込まれたわけでございまして、その中であって、今後、保育を担うものは、公的な保育所が担うべきなのか、それとも民間の保育所が担うべきなのか。それは福祉のサービスの全般に言

えることでございますが、公的なサービスの供給がいいのか、民間がいいのか、これは大きな議論だろうというふうに思っています。

中長期的に見て、保育のサービスというものを担う主体は、民間が担うべきなのか、それとも公的に担うべきなのか、この基本的なことににつきましての厚生省の御見解をお聞きしたいと思います。

○横田政府委員 最近、少子化が進んでおりまして、そういった中で、保育所につきましては、全体として減少傾向にございます。その中で公私別の比率を見ますと、民間の方は若干増加しておりますが、公営の方は減少しているというような状況にございます。

私も、運営主体について公民の比率をどうしていくかということにつきましては、団体委任事務でございますので、保育事業の実施主体である個々の市町村において決められるべきものだと考えておりますけれども、今回の制度改正によりまして選択方式を導入するということによりまして、保育所におきましては、利用者から選択されるようになるというところでございますので、そういったことを通じて、保育ニーズに合った保育サービスを提供することが選択されるようになるというふうに考えております。

○福島委員 選択制の導入ということでございますが、その一つの理由は、実際に、保育所の数としてまた定員、充足率は八二％である、十分選択が可能であるということが一つの根拠になっているかというふうに思います。しかし、実際、私は都市部の出身でございますが、都市部におきましては、特に低年齢児の保育に関しては非常に待機児が多い、なかなか入れない、そういう不満の声も地元に戻りますと多く耳にするわけでございます。都市部の待機児の数は、四万人を超えるような待機児がおられる、東京、愛知、大阪等では三〇％から四〇％の待機率である、そのようにも伺っております。

今回、選択制を導入するというわけでございますけれども、本当にこの選択制の理念というものが

を現実に実現するためには、過疎地はともかくとしまして、都市部におきましてはさらに保育サービスの充実というものを図っていかねばいかぬのじゃないかという話になるかと思うのです。都市部の待機児の解消というものをどのようにな今後進めていくのかということにつきまして、御見解をお聞きしたいと思います。

○横田政府委員 現在、全国的な入所率というのは八三％程度ということでございまして、供給過剰な状態にあるわけであります。先生御指摘いただきましたように、大都市等におきましては低年齢児の待機者がかなりいるのが実態でございます。

ただ、東京都における状況等を見ましても、現実には、一万人ほど待機者がおりますが、実は二万人ほどあきがございます。こういったミスマッチというものがどうして生じるのか、さらに地域に分けて詳しく見ていく必要があるのではないかと思います。こういった状況を精査することによりまして、できるだけ待機児が現在の受け入れ状況、供給体制の中でも入所できるような指導を私どもしていかなければいけないというふうに考えております。

また、大都会におきましては、新しく保育所等をつくるにつきましても、用地の確保、コスト高といった問題もございまして、なかなか現実にはつくりにくいという状況にもございます。そういう状況に対応するために、例えば、今まで小規模保育所の整備等の特例を認めてやってきておりますが、さらに設立しやすくするというようなこと、分園方式の導入等も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 大変なミスマッチがあるということのようでございますけれども、今後、さらに精査をしていただきますけれども、選択制になってもちっとも選択ではないかというような事態がなないようにお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次にお尋ねしたいことでございますが、無認可

保育所のことにつきましてお聞きをいたしたいと思えます。

昭和五十六年に「無認可保育施設に対する当面の指導基準」ということをもって指導してこれらしておりますけれども、まだまだ多数の無認可保育所というものが残っています。それは、認可される水準に整備ができないようなさまざまな事情があつてそのままでとどまっているのかなというふうにも思います。

今回の選択制の導入ということでございますけれども、中期的に見まして、こういった無認可保育所というものをどうしていくのか。例えば、基準を弾力化して認可に持っていくというののも一つの考え方ではないかと思えます。この点につきましてはお聞きしたいと思えます。

○横田政府委員 先ほども申し上げましたように、全国的に見ますと、保育所二万二千四百五十ほどございまして、定員百九十九万人に対して百六十六万人の入所ということで三十万人ほどのあきがあるわけであります。こうした中で、私ども、できるだけ質の高い保育サービスを安定的に提供していくということをお考えすると、今後とも認可保育所を有効に活用していくのが基本ではないかというふうに考えております。

ただ、今御質問のございました無認可保育施設につきましても、いろいろなニーズから現実にかんがりの数が大都会中心にございまして、そういった無認可施設につきましても、今後における基準の弾力化、あるいは単独で認可保育所への移行が可能なものについては認可保育所に移っていただくようなこと、あるいは分園方式、本来の認可保育所の分園になるというような形の導入等も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 一点追加して、これはちょっと通告しておりますので恐縮なわけでございますが、今回の法改正におきまして、保育所の情報公開、情報開示ということが言われているわけでござい

すけれども、無認可保育所に関しましては同じようなことが指導されるような形になりますでしょうか。

○横田政府委員 法律上、無認可保育所につきましては情報公開を義務づけているわけではございませんけれども、私も、認可保育所にある程度準じまして情報公開が行われるような指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 次に、保育所の最低基準ということにつきまして、まだまだやはりこれはいろいろな意見があると思えます。

例えば保育士の数にしましては、もつと数をふやした方がいい、諸外国に比べるとまだ少ないのではないかと、一人当たりの面積にしましては、近年の住宅環境というものは着実に改善をしております。そして、さまざまな規制、基準を弾力化するといひましても、最低基準を引き上げるような、質的に改善されるような方向でこれは取り組むべきではないか、そういう御意見もあるわけでござい

この点につきましての御見解をお聞きしたいと思えます。

○横田政府委員 今回の改正に伴いまして、保育所の最低基準をどうするかというのが次の課題になるわけでござい

ますけれども、私も、基本的には、時代の要請にふさわしいあり方について検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

ただ、一律の改善、上に加えるということになりますと、その分、保育コストの方にはね返ります。これは最終的には保育料の増にもつながるというような問題もござい

○福島委員 都市部におきましては土地も高いわけでごさいます、広げようと思ってもお金がかかる。いろいろなことをするのにお金がかかる。国だなどつくづく思わなければならない。しかし、児童の施設というのにつきましても、老人の施設に比べると、老人の施設は随分立派だけれども児童の施設は立派じゃないという御意見もあるわけでごさいます、やはり私は、公的な支援も必要ではないかと思っております、前向きなお取り組みをお願いしたいというふうに思っています。

次に、特別保育のことにつきまして、延長保育でありますとか、低年齢児の保育でありますとか、一時的保育ということでございすけれども、今回、選択制の導入ということでございすますが、こうした特別保育につきましても選択制が導入されるような状況になるのかどうか、その点につきましてはお考えでしょうか。

○横田政府委員 延長保育につきましては、現在、六年度に作成いたしました緊急保育五年事業におきまして推進を図っているところでございすますが、現在の延長保育制度につきましては、一つは、これが市町村事業であり、市町村の認可を必要とするということもありまして、各保育所が実施したいと思ってもなかなか認可が得られないというような保育所サイドからの御批判もございす。また、利用者サイドといたしましては、あらかじめ一年を通じてどのような延長保育のパターンを選択するのかというようにすることについて申し込みを行わなくてはならないということ、残業等々きょうは特別に、二時間おくれるといった場合に延長したい、利用したいと思ってもなかなか利用できないという御批判もいただいているところであります。

私ども、今回の改正において、保育所を選択できるような仕組みにすることでごさいます、そういう意味で各保育所の創意工夫が一層促されることになるという点を通じて、利用者のニーズに即した保育サービスの提供という点について各保育所がさらに努力していただくようなことを期待しているところでございす。

また、延長保育制度そのもののあり方につきましても、今言ったような批判もありまして、また、現行の方がいいという御意見もございすので、十年度予算編成に向けまして、改めて審議会での御意見も伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 御確認でございますけれども、今は一定の予算がありまして、その中で指定されたところがやっているとということでごさいますね。ですから、その枠を外してしまつて、また、保育所との個々の契約というようにすることで保育料の設定はどうなるかわかりませんが、そういう形に最終的には持っていきたいというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○横田政府委員 一つの考え方としては、通常の保育の方に公的資源を重点配分いたしました、延長保育については各施設が自由に実施する、認可も、届け出ぐらひは要するかどうかあれですが、各施設の判断においてできるようにする、料金につきましても自由料金、直接契約制というようにものが一つ考え方としてあることは事実でございます。

ただ、これにつきましては、それではそういった場合に保育料はどの程度になるのかとか、人員体制はどうするのかといういろいろな問題もございすし、現行の補助金制度を維持すべきだという御意見もあるわけでありまして。私ども、両方踏まえまして、十年度に向けてこのあり方を考えてまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 お母さん方の要望に合わせた的確な対応をしていただきたい、そのように思います。

また、延長保育からさらに遅くなりまして、夜間・深夜労働に従事する方の保育ということですね。私は医者をしておりまして、看護婦さんは深夜勤務ということが多々あるわけでごさいます、そういったときの保育というのはなかなか大変なわけでごさいます。全国でも夜間保育を

行っているところは四十カ所である、参議院の審議の中ではそのように出ておりましたけれども、この点につきましてもさらに拡大していく必要があるのではないかとこのように考えているわけでごさいます、御見解をお聞きしたいと思います。

○横田政府委員 看護婦など、常に夜間仕事をしなくてはならない方の児童の保育につきましては、これを、通例昼間の保育を主眼としております一般の保育所において全部カバーするというのはなかなか難しいのではないかと私も考えております。

したがって、従来より、こういった特殊なニーズにつきましては、事業所内保育事業ということで助成等を行つてきておりまして、現在、三千四百カ所ほどございすますが、うち二千カ所ぐらひは病院の院内にできている事業ということでございす。

また、夜間保育所というのは全国で三十八カ所設立されておりますけれども、私もいたしましては、事業所内の保育施設と相まちまして、夜間における保育需要への対応ということで、こういった夜間保育所の整備につきましても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 現状についての御報告がございまして、潜在的なニーズを踏まえてさらに対応を進めていただきたい、そのように私は要望させていただきます。

次に、保育所の問題から離れまして、今回の法改正の一つのポイントであります放課後児童健全育成事業についてお聞きをいたしたいと思います。

これまで自治体の取り組みとして進められてきたわけでごさいます、今回、法定化される、福祉事業の中に位置づけられるということでごさいますけれども、その趣旨、目的につきまして御説明をまず初めにいただきたいと思ひます。

○横田政府委員 小学校低学年の児童につきましては、これは普通の保育と違いまして、終日保育を必要とするわけではないわけでありまして。したがって、私ども、保育としてやっております制度の対象にはなっていないわけでありまして、小学校低学年、何かと一人にしておくのは心配であるというようなこともあるかと思ひますし、そういった児童の健全育成を図るという観点から、平成三年度から放課後児童クラブ事業という形で推進してきているわけでありまして。今回の法制化につきましては、この放課後児童健全育成事業を児童福祉法上に明確に位置づけまして、市町村等におきまして御努力いただくような規定を置きますとともに、社会福祉事業としても位置づけまして、最小限の規制が加わりますけれども、それに伴う優遇措置も受けられるようにいたします、事業の一層の拡大を図っていききたいという趣旨でございす。

○福島委員 今回法定化されたということは、それだけ、大切なことである、必要なことであるということ、真面目から認めになったということ、とらうというふうに思ふのです。

全国でも三分の一の市町村でしかまだ行われていないということでごさいます、これがより速やかに行われますような取り組みをお願いしたいと思つておりますけれども、なかなか実施する場所がないという御意見も地元ではお聞きいたします。学校の空き教室をもつと使わせていただければと思つたりもいたします。本日は文部省にはおいでいただいておりますけれども、施設の有効な利用ということにつきまして、省庁間の縦割りということがあるかもしれせんが、私は、文部省の方にもより強力に働きかけていただきたい、そのように思つております。

そして、またもう一つは、この放課後児童健全育成事業につきましては、地域で既にさまざまな取り組みがあるわけでごさいます。例えば、私の地元におきましては、触れ合い事業というように、全員の生徒を対象として、むしろ年齢の異なる子

供さんたちの交流、触れ合い、そういうものを図ろうということ、いわゆるかきつ子ということだけでなくて、範囲を広げたような形で取り組んでいくわけでございます。

先ほど局長おっしゃられましたように、児童の健全な育成という観点からは、かきつ子に限る必要はなく、もっと広げるという事業のあり方が当然あつてしかるべしではないかというように思ふわけでございますが、こうした従来の自治体の取り組みにつきましては、これをそのまま尊重して認める、そのように考えてよろしいのかどうか、御見解をお聞かせしたいと思います。

○横田政府委員 放課後児童健全育成事業が行われておる場所につきましては、現在でも約四割が学校の空き教室等を使われておりますし、あとは児童館等がかなりのウェートを占めているというように状況でございます。私も、地域の実情に応じてできるだけ多様な柔軟に行われるようにしたいというふうに思っておりますし、文部省等ともこの点につきましては十分連携をとってまいりたいというふうに考えております。

それから、現在、各種さまざまな形で行われているこの事業が法制化に伴ってそのまま尊重されるのかということでございますが、この点につきましても、私も、法制化して届け出等が必要になりますけれども、実施主体、実施形態等、それぞれの地域に応じてできるだけ柔軟にできるような対応を図ってまいりたいと考えております。

○福島委員 そして、もう一点でございますが、財政的な支援ということですね。これは通告いたしておりませんけれども、例えば指導員の方の給与もなかなか十分に払えないというような声も地元ではお聞きいたします。この点につきましても、法制化された、前向きに取り組んでいく、しかし、前向きに取り組んでいくといいますが、やはり財政的な基盤というものが必須ではないかというふうにも思ふわけでございます。

大変に財政的に厳しい状況でございますが、前向きな取り組みをお願いしたいと思ふわけでございます。

いいますが、御見解をお聞かせしたいと思います。

○横田政府委員 この放課後児童健全育成事業、現在、八千六百カ所で行われております。ただ、市町村数で見ますと全市町村の三分の一、一千七つとこのところでございます。これは、各地域にのびのびと広がっております。これは、各地域における児童館の設置状況でございますとか学校の開放度などの違いもありますし、地域によつての必要度の違いというふうなものもあるのではないかと考えております。

私も、この事業につきましては、市町村事業として行われているもので、一定人数以上いるような健全育成事業につきましては、従来から国庫で助成を行つてきておりますが、これは今後とも続けてまいりまして、その数の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 ぜひよろしくお願いいたします。次に、保育所の機能が今回付加されてきて、さまざまな形で、地域での相談でありますとか指導でありますとか、そういう機能も付加されるという形になるわけでございます。私は、この地域社会の子育て支援のあり方というものに今真剣に取り組むべきではないかというふうに思つております。といいますのも、地域において、かつてのような共同体というふうなものがだんだん空洞化していつている。そしてまた核家族化している。お母さん方は、自分の子供と二人向き合つて一日を過ごして、その中で育児の不安というのが生まれている。かつてであれば、大家族の中で、育児という点に対して、自分の親からどう育てるのかということについて細かなアドバイスを受けることもできたわけでございますが、なかなか今の社会はそうはいかない。また、隣のおばちゃんに聞くわけにもなかなかない。そういう状況になつておると思ひます。まさに、地域の子育て力といいますが、地域の教育力という言葉もありま

すけれども、子育てをする力というのがだんだん薄くなつていつているのではないかとこのように思ふわけでございます。

そういう意味では、子育てを社会的に支援するという観点から、どのような地域対策をするのかという包括的な取り組みが必要ではないか、そのように考えるわけでございます。この点につきましても、御見解をお聞かせしたいと思います。

○横田政府委員 先生御指摘になりましたように、最近における核家族化あるいは共働き世帯の増加等、いろいろございまして、地域における子育ての機能が低下しているというふうなことがあるかと思ひます。私も、こういった地域における子育ての支援という点につきましては、緊急保育対策等五カ年事業におきましても、保育所に地域子育て支援センターというものを設けて、その整備を進めてきていますところでございます。

今回の改正におきましては、この地域子育て支援センターを設けているところ以外の保育所におきましても、地域の乳幼児等の保育に関する相談に応じようとする努力規定を置いております。また、放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業というの、そういった意味での一つの対策かと考えておりますし、さらに児童家庭支援センターの整備も図ることになっておりますけれども、これも、地域の身近なところでの児童家庭に関する相談に応じやすくするための体制整備というふうなことを考えています。

今後とも、地域の子育てを、国、地方公共団体あるいは関係団体も含めまして、協力して支援していくような仕組みの構築に努力してまいりたいと考えております。

○福島委員 地域子育て支援センターということでございますが、なかなか現実には数的にもそれほど広がっていないのじゃないかというように御指摘もあるわけでございます。実際に、保育所としましては、新たな任務がつけ加わるわけでございます。大変忙しいこととなりますと、とてもそういうことに前向きに取り組めないというふうな話も出てくるかと思ひます。相談に乗りましたから幾らかお金をちょうだいいたしますというわけにもいかないだろうというふうにも思ふ

わけでございます。

そういう意味では、そういう機能をつけ加えたとしても実際にそれがうまく動いていくのかどうか、現実を踏まえて、そのあたりの見通しについてはどのようにお考えでしょうか。

○横田政府委員 地域子育て支援センターにつきましては、緊急保育対策等五カ年事業の中では、計画期間中に各市町村一つ程度、三千カ所を目標に整備を進めることにいたしておりますが、今御質問いただきましたように、二年度終わつた時点におきまして、予算ベースで四百カ所、実績数は二百八十八カ所ということで、その進捗状況は期待よりも少しという感じがいたしております。

こういった状況につきましては、私も、なぜ余り整備が進まないのか、各地方公共団体の御意見等も十分伺ひまして工夫をいたしまして、その整備を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 進まないには進まないのやばい理由が地域にはあるのではないかとこのように思ひます。そういう意味では、その現場の御意見というものを十分に生かしながら対応していただくように、自治体の取り組みといたしましては、自治体の超え負担が非常に大きいということも指摘をされております。参議院での審議の中でも、繰り返してこれは指摘されております。自治体の財政状況というのも決して楽なことではございません。この超過負担というところは、やはり国の支援が不十分であるかというふうには私は思ふわけでございますが、今後、この点につきましてもどのようにお取り組みになるおつもりがあるのか、お聞かせをいただきます。

○横田政府委員 保育所の運営費につきましては、最低基準を定められておりますので、その維持に必要な職員等の人件費につきましては、国家公

務員の等級表を一定の基準のもとに当てはめまして毎年改定をしておりますところでございますし、その他の諸経費につきましても、物価等の動向を踏まえて計上してきているところであります。

私どもとしては、そういったことで、全国一律の今の措置費の基準、考え方としてはほぼ妥当な水準ではないかと思っておりますけれども、御質問いただきましたように、各地域、自治体におきまして、それぞれの実情に応じてそれぞれの判断で、国の措置基準を上回る保母の加配、あるいはその他も含めてかなりの上乗せの補助が、上乗せの費用がつけ加えられているというふうに承知しております。これは、一つは、国の基準よりも保母の配置が多い、あるいは給与につきましても、地方の公務員というふうなことで、その給与改定に伴う上回る分、あるいは平均勤続年数が長いというふうなところによる増分というふうにも考えているところでございます。

私どもとしては、今申し上げました国の措置費の基準、おおむね妥当ではないかと考えておりますが、今後とも、入所児童の処遇に必要な経費の確保につきましては努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○福島委員 局長は加配というふうにおっしゃられましたけれども、何か余分につけ加えている、そういう印象を受けるわけでございますが、決してそうではないのだと思うのです。保母さんの数にしましても、最低基準のあり方がどうなのか、議論するというお話を先ほどされておられましたけれども、諸外国と比べてどうなのか、そういうような観点からも、果たしてこの水準でいいのかというところは再度御検討をいただきたい、そのように私は思います。

そしてまた、次にお聞きしたいことは、自治体のエンゼルプラン、自治体版のエンゼルプランの策定ということについてお聞きをしたいと思うのですけれども、例えば、先ほど待機児のお話をいたしました。都市部では待機児が非常に多い。これは、今でもミスマッチがあつて、これを解消す

るために調査をしなきゃいかぬというお話があつたわけでございます。ですから、これは、自治体みずからの手で、どういう保育の需要があつて、それがどういう見通しであつて、保育所のサービスとしてどの程度の水準のものが必要なのか、そういうことを踏まえた計画をきちっと立てるということが必要なんだと思うのです。ミスマッチをなくするためにそういう計画を立てるべきである。

エンゼルプランについては、つくらなきゃいかぬということにはなっていないわけでございますけれども、これはしかし、現状の保育のミスマッチ等の状況を踏まえた場合には、私は、きめ細かく御指導なさつて、自治体にやはりつくつてもらった方がいいというふうに思つてございしますが、この点につきましてもの厚生省の御見解をお聞きしたいと思います。

○横田政府委員 いわゆる地方版のエンゼルプランにつきましては、平成七年度から、私ども、その策定に必要な経費の補助を行つてきておりまして、現時点における策定状況を見ますと、二十八都道府県六十四市区町村というところでございす。なお、十七府県百十六市区町村が現在策定中というところでございまして、本年度中には県レベルでは全県に策定がされる予定でございます。

これはさまざまな形で、子育て支援に関する地方公共団体の中での意識の高揚、関係者の理解を深めるのに役に立っていると思ひますし、保育サービス等につきましても、全国一律の考えではなくて、それぞれの地域の実情に即した対応というのが必要だと考えられますので、今後とも、こういったプランの策定を私どもとして支援してまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 参議院の審議の中でも出ましたが、高齢者福祉と児童福祉、これをドッキングさせていいますか、合築とかという話があるわけでございます。ですから、地方自治体の中で両方の福祉をあわせて考えていこうという考え方をしてもらうために、老人保健福祉計画があるわ

けでございますから、もう一つこのエンゼルプランというものをしっかりと自主的に考えていた上で、その二つの中で、限られた資源をわけですから、それをどうしたら有効に使えるのかということを知恵を絞つていただくということが必要なんじゃないか。そういう意味では、予算措置ということでございますけれども、この点につきましても、今のお話でしたら、まだ二百都市、市町村であれば二百になるのですか、まだまだ残りたくさん市町村があるわけでございますので、積極的な取り組みをお願いしたい、そのように申し上げさせていただきます。

最後に、時間も残り少なくなりましたので、児童虐待の問題につきましても御確認をしておきたいと思ひます。

○横田政府委員 平成七年度におきまして、全国の児童相談所で扱いました児童虐待に関する相談件数は二千七百二十二件となつておりまして、ここ数年の傾向を見ますと、年々増加傾向にあります。

虐待者で一番多いのが実母ということで、全体の五二%を占めております。実父が二七%、実父以外の父親が九%、実母以外の母親が五%というふうなことでございます。

虐待の内容につきましても、一番多いのが身体的虐待ということで全体の五一%、それから養育の怠慢、ネグレクトと言つておりますが三四%、心理的な虐待が七%、性的虐待六%というふうな状況になつております。

○福島委員 先日、お母さんが生まれて間もない子供を窓の外に捨てるというふうな痛ましい事故がございましたけれども、本当にこれは年々ふえている、潜在的な部分ではもっと数があるのではないかとすら言われているわけでございます。真剣な取り組みが必要だというふうに私は思ひます。

今回の児童福祉法の改正で、この児童虐待の問

題についての取り組みのあり方、体制というのが今までの以上に改善されていくのか、この点につきましての御見解をお聞かせしたいと思います。

○横田政府委員 児童虐待の問題については、現在のシステムとしては児童相談所がその相談等の窓口になつておられるわけでありましても、全国で百七十五程度というところで、必ずしも十分カバーし切れていないわけでありまして、

一番必要なのは、やはり早期発見・早期対策というところではないかと思ひますが、こういった考えに立ちましても、今回の改正では、できるだけ身近なところで相談が気軽に受けられるようにしたいということで、地域の養護施設等に児童家庭支援センターというのを設けまして、これは民間の施設の活用というところでございしますが、ここにケースワーカー等を置いて、地域で、できるだけ身近なところで相談が受けられるようにしたいということが一つのねらいであります。

それからもう一つは、児童相談所が必ずしも十分にその機能を果たしてきたかというふうな御批判もございまして、こういった御批判に対応するために、その機能を強化するということ、さまざまな難しきケースについても的確な判断が下せるように、これも行革の時代でございまして、既存の各都道府県の児童福祉審議会を活用いたしまして、その中に特別部会なりなんなりを設けて、専門家も入つていただきまして、児童の最善の処遇を確保するようなバックアップ機能を持たせることにしているところでございます。

その他、現行制度におきましても、児童福祉法の中におきまして、この虐待への対応として、通告でございまして、虐待している親の親権分離等いろいろな手続規定等もございまして、ただ、十分活用されているかというふうな問題もございまして、現行制度の適切な運用をさらに図るというふうなことも含めて、私ども、この問題に真剣に対応してまいりたいと考えております。

○福島委員 養護施設に新たな支援センターをつくるということですね。養護施設というのが果た

して身近なだろうかという率直な感じを私は持っております。児童相談所は百七十五カ所しかない。もつと数をふやさなければいかぬということで、今回の法改正の中で養護施設にそういうものを併置できるようにするということであります。それで現実にはこれはかなり身近になるのでしょうか。

○横田政府委員 これは、養護施設の配置自身かなり地域によってさまざまな違いがあると思いますが、私も、児童家庭支援センターを養護施設にというふうなことを考えました趣旨は、一つは、行政改革の中で民間の活力も活用して、できるだけこういった問題に対応していく上で一番対応しやすい施設であるということ、それから、いざとなった場合の一時保護等につきましても、もともと保護する施設でございまして虐待等に対応できる、それから二十四時間の対応も可能であるというふうなことを考えまして構想したものであります。

全体の配置につきましては、児童相談所、この児童家庭支援センター、両々相まうてうまく地域をカバーできるように整備ができれば一番望ましいと考えておりますけれども、なお具体的な今後の整備につきましては、地域の特性等もよく見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 最後に、一つだけ申し上げておきたいのですが、先ほど地域子育て支援センターをつくる、これは数的に非常に多いわけですね。ですから、私はむしろ、そういうものと、今回の養護施設のセンターと児童相談所ですか、ネットワークをつくる、地域と結びつくネットワークをつくる。この児童虐待の問題は、待っていたらだめなんだというふうな思ふのですね。地域の情報がきちっと入ってくる等、そういう流れをつくらなければいかぬのだというふうな思ふのです。そういう意味では、立体的なといいますか、構造づくりのために努力をしていただきたいと最後に要望いたします、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○町村委員長 吉田幸弘君。

○吉田(幸)委員 私は、新進党の吉田幸弘でございます。

二十一世紀に到来する少子・高齢化社会において、高齢化対策と同様に少子化対策に取り組んでいかなければいけない、このことは言うまでもありませんが、高齢化社会を支える人材の育成、こういう意味のほかに子育て、この子育てという原点に戻って児童福祉法について考えてみたいと思っております。

まず、児童福祉法が昭和二十二年に制定に至った経緯、そしてその後の社会背景とそれに伴う児童福祉法の内容の変遷について、厚生省にお伺いをいたします。

○横田政府委員 児童福祉法は、昭和二十二年に制定されたものでございまして、その当時の状況は、敗戦に伴う国民の生活水準が極度に低下している、あるいは児童の保健衛生状態が悪化しているというふうな中で、多数の戦災孤児あるいは浮浪児の保護を直接の契機として制定されたものでございまして。

その後、三十年代に入りますと、乳児死亡率が高いうようなことも踏まえまして、三歳児健診あるいは未熟児養育医療等の創設というふうなことで、児童の健康面の施策の充実が図られたわけであります。なお、この時期に、非行児童が増加したというふうなことを背景にいたしまして、情緒障害児短期治療施設が児童福祉施設として新設されております。

それから、四十年代におきましては、心身障害者対策基本法などが成立いたしました。そういったことを背景に、心身障害児対策の面で重症心身障害児施設が法制化されております。それから、精神薄弱児施設の在所期間の延長等の改正が行われております。

また、五十年代には、いわゆるベビーホテルにおきまして死亡事故が多発したというふうなことがございまして、認可外の児童福祉施設に対する

報告徴収、立入調査あるいは施設の閉鎖命令等の権限を規定するよう改正が行われております。

しかし、この間、制度の基本的な枠組みは維持されて今日に至ったというところであります。今回の改正は、この五十年間におけるさまざまな環境変化を踏まえまして、児童家庭福祉制度を再構築いたしまして、子育てをしやすい環境の整備を図り、次代を担う児童の健全育成を支援したいというところでございまして。

○吉田(幸)委員 現在、この児童福祉法は、すべての子供たちに対して心身ともに健やかに育つてほしい、この願いをもとに、また、それを保障する法律であるのだ、このように解釈できるとも思いますが、本来、子育ては親の責務であり、この法律が存在すること、また、法律として多岐にわたって定めなければならないことに關して、私自身はいささかの疑問を持っております。

そこで、親、子供、友人、知人、そして教員等を含めて、本来の子育てとは何なのか、そして、児童福祉法で必要最低限度なければならないことは何なのか、このことについて大臣に対してお伺いをいたします。

○小泉国務大臣 児童福祉法は、今お話しのように、児童は心身ともに健やかに育成されるべきこと、児童は生活を保障され、愛護されるべきこと、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うべきことと、児童福祉法の基本理念及び児童育成の責任について明らかにするとともに、具体的な福祉の措置として、身体障害児に対する必要な医療サービスの提供、保護者がいないなど家庭に恵まれず保護を要する児童に対する児童福祉施設による養育サービスの提供、保育に欠ける児童に対する保育サービスの提供等、次代を担う児童が心身ともに健やかに育成されるよう、児童福祉の基本法として必要な福祉の措置等を定めているものであります。

しかし、今までの御議論の中でもありますように、子育てのあり方については、この五十年來、環境も大きく変わっております。戦後の時期には、戦

争のために両親がいない、そういうお子さんに対してどのような健全な育成策を国が講じようかというところのいろいろな施策が講じられました。現在、むしろ親御さんがいる家庭でも、愛護されるべきどころか、その肝心の親が虐待している場合もある。豊かになれば解決されるのだというのではなくて、この人間社会というのは実に複雑なものだ。貧困を解消しよう、豊かになれば解消されるのだ。豊かになつて解消される面がありますが、同時に、その一つの目的を達成するとまた別の弊害、矛盾が出てくる。実に複雑怪奇な人間社会であります。子育ての基本はまず親が責任を持つ。しかしながら、親だけでは、親のいない家庭もあります。そういう児童をどうやって健全に育成するか、社会全体が育成していくか。大人全体が子供の育成のために支える体制をとっていく、これが私は大変重要なことではないか。

そういう意味におきまして、今回の児童福祉法改正法案も、五十年たちましていろいろな環境が変わっている、しかしながら、子供は社会の宝である、次代を担う最も大事な人材であるという観点から、いろいろな施策が必要ではないかというふうに考えております。

○吉田(幸)委員 では、体罰という言葉また行為があるようですが、施設内での体罰とは一体どのような行為なのか。そして、昔はこのような行為が存在したのか、客観的な資料等をお示しいただきたい。

そして、学校教育法においては体罰の禁止規定を設けている。ところが、養護施設内での体罰禁止規定を設けないのは、これらの関係省庁の見解の相違なのか、厚生省にお伺いをいたします。

○横田政府委員 児童福祉法におきましては、入所中の児童で親権者等のいない児童については、児童福祉施設の長が親権を行うことになっております。また、親権者がいる児童につきましても、監護、教育、懲戒に關して、その児童の福祉のために必要な措置を講じることができるというふうに規定されております。すなわち、児童福祉施設の長

には、児童の福祉の向上を図るための必要な措置として、限定的に懲戒に関する措置をとることが認められているわけであります。

体罰とは、こうしたものを逸脱した行為でありまして、入所児童に対する肉体的な侵害あるいは肉体的な苦痛を与える行為、人格的な辱めを加えるような精神的な罰が当たるといふふうに考えているところでございます。

これまで、こうした体罰の事例が残念ながら過去においても発生しておりますが、私もといたしましては、施設内における体罰はあつてはならないといふことでございまして、これまでも各都道府県を通じて、あるいは各施設に対しまして指導してまいっておりますが、今後とも、体罰の行使については行わないよう周知徹底を図つてまいりたいといふふうに考えております。

それから、学校教育法等との関係でございしますけれども、学校教育法等におきましては親権の行使といふことではないわけでありまして、校長及び教員に対しまして、学校教育法において、教育目的を達成するための懲戒権といふものをこの規定によつて創設いたしております。体罰の禁止は、その懲戒権の限界を規定しているものではないかといふふうに考えております。

これに対しまして、児童福祉法の規定は、家庭にかつて児童を保護する福祉施設の長の親権に関する規定といふことで、これは児童の福祉の向上のために必要な措置として限定的に行使が認められているといふことでございまして、体罰が含まれていないのは当然である、改めて体罰の禁止規定を設ける必要はないと考えたものでございします。

なお、これは体罰を容認するといふことではございませんで、先ほども申し上げましたように、これはあつてはならないといふことで、私も、再三都道府県を通じて各施設にもその周知徹底を図つてきていふところでございします。

○吉田(幸)委員 次に、最近の若い者はとか、最近の若い者はなつてないとか、いろいろ耳にする

のですが、私も議員の中では若い方の一人でありますが、この言葉を生み出した原因、子供のときの育つた環境に少し原因があるのではないかと、そのように思ひます。

実際、昔の子供と最近の子供で身体的な違い、精神的な違いが生じていることも事実であります。身長や体重の変化、また性的な発育の変化は、人間の成熟においてこれは健全とみなすべきであります。糖尿病や肥満などの本来は子供がかかれないような疾病が子供がかかっている、このように聞いております。

一体実態はどのようなふうになっているのか。そして、家庭や地域での子育ての機能の低下等が今のような疾病を引き起こしているのあれば、その対策はまずもつて急務であると考えますが、実際のどのような教育指導が行われているのか。今後の対策とあわせて、文部省と厚生省におのおの伺ひをいたします。

○北見説明員 文部省で実施しております平成八年度の学校保健統計調査によりますと、肥満傾向の子供につきましては、十年前と比べますとおおむね増加傾向にございます。平成八年度の場合、小学校では、十年前には対象児童数の一・七％であつたものが二・八％に、それから中学校では、十年前に一・二％であつたものが一・八％へと増加しているところでございます。

また、平成四年度から糖尿病の早期発見を図る目的で尿糖の検査を健康診断項目として小中学校等に義務づけているところでございますが、平成八年度の学校保健統計調査によりますと、小学校では〇・〇八％、中学校では〇・一六％の者が陽性といふふうになっていふところでございます。

それから、文部省といふところは、学校におきまして、肥満等の生活習慣病の予防のために、若年期から運動、休養、食事を初めとする心身の健康に関する知識について理解をしていただくとともに、それを実際の生活に生かすことができれば、よい能力や態度を育てていくことが重要であらうか、このことが生涯を通じて健康で充実した生

活を送るために極めて重要であらうといふふうに考えているところでございます。したがって、学習指導要領に基づきまして、小学校等の保健領域あるいは中学校の保健体育の保健分野などにおきまして、これらの疾病の予防について指導することとしていふところでございます。

○横田政府委員 私どもで行つております小児慢性特定疾患治療研究事業というのがございします。その実績によりますと、医療費の給付を受けている糖尿病児数は、平成二年度五千六百九十七人に對しまして、七年度には六千四百五十二人と増加傾向にございます。ただ、このうちの九割は先天的な若年型の糖尿病といふことで考えられておりまして、いわゆる生活習慣等による成人型の糖尿病は、この一割程度といふふうに推計しているところでございます。この成人型の糖尿病患者の割合は、調査研究によりますと、年々増加しているといふ報告がございします。

この対策といふことは、小児のときから生活習慣病を予防することが重要だといふことで、小児肥満予防教室の開催あるいは三歳児健康診査時の栄養指導等を通じて指導を行つてきております。また、八年度からは、心身障害研究におきまして、小児期からの総合的な健康づくりに関する研究を進めているところでございます。

今後とも、こうした研究成果等を踏まえまして、小児の健康づくりの施策の一層の推進を図つてまいりたいと考えております。

○吉田(幸)委員 糖尿病とか肥満のことばかり聞いているわけではないのですけれども、齒科分野においても、歯周炎とか、本来子供がかかるような病気がふえてきているといふふうに聞いております。今後、この対策については十分前向きにお考えいただきたいと思ひます。

次に、昭和六十年に、日本学校健康会、現在日本体育・学校健康センターと変わりましたが、この健康会は、障害児舞金の給付の約五五％以上が齒の障害である、この実態から、その発生を防ぐべく、齒牙障害調査報告書を発行し、関係機関に

配付しております。文部省はこのことを御存じだったのか。そして、この報告書の要旨について御説明をいただいたか存じます。

○北見説明員 日本体育・学校健康センターの前身でございします日本学校健康会におきましては、昭和六十年に齒牙障害調査報告書を発行いたしました。各都道府県支部それから各都道府県の教育委員会に配付したところでございします。

この報告書におきましては、昭和五十五年及び五十六年に発生した歯牙障害につきまして調査分析を行ったものでありまして、その発生件数、全障害に占める割合、学校種別の構成割合、発生状況等について取りまとめたものであると承知しているところでございます。

この報告書によりますと、全障害の中に占める歯牙障害の件数の割合は、昭和五十二年に五八％となつて以降五十八年度まで、毎年度五五％以上を占めております。最も高いのが昭和五十五年の六三・二％といふふうに報告されていふところでございます。

○吉田(幸)委員 ということは、どんどん増加するといふ傾向にあるといふことで、このことは虫歯とかで歯が悪くなるのかといふ問題ではなくて、子供たちが転んだときとかいふ前に手が出せない、うまく転べない。私も、大学院のときにこのよう調査に携わつておりました。保育園や幼稚園の先生方とお話しさせていたたく機会が多くありましたが、最近の子供は、本当に上手に転ぶことができない、何かにつまづいて、すぐ顔面、顔から転んでしまふ。そこで、やはりけがをするのは前歯。乳歯のケースであれば次に永久歯が生えてくるという考えもあるのではありませんか。こういう落ちますと、あごの骨まで折れてしまふ。こういう痛々しいといふか、想像しただけでもぞつとすることがないか、子供の中でふえておるのが現状であります。

これはやはり、子供たちの育成を行うに当たつて、生活環境、住宅環境の悪化、特に都市部において、部屋の中で遊ぶことが多くて、野外での活動

が極めて少なくなってきた、体力づくりに悪い影響を与えているのではないかと、そのように思っています。

まず、この件に関する御所見、そして保育所において現在行われている指導、また今後の対策について等、お伺いをいたします。

○横田政府委員 御指摘の点につきましては、子供の遊びについて、野外での遊びが減ってきているということに原因の一つがあるのではないかと考えております。

私も、乳幼児の保育のあり方につきましては、保育所保育指針というのを設けておりまして、年齢に応じて、安全にも注意しながら、外で十分に体を動かしたり、いろいろな遊具、用具を使った運動、遊びを行うような指導を行ってまいりたいと考えております。

また、保育を実際に行う保育者に対しまして、この保育指針を踏まえまして、子供自身が日常生活の中で自分自身で事故を回避できるよう能力を身につけるような、そういったことを研修で指導してまいりたいと考えています。

今後とも、こういった指導等を通じて、御指摘の点について努力してまいりたいと考えております。

○吉田(幸)委員 野外で遊ぶ場所が減ってきている。例えば児童館などの地域の資源を有効に活用すべきであるとは考えるのでありますが、この点について、少し具体的に厚生省の今後の対策をお伺いしたいと思います。

○横田政府委員 児童福祉法で定められております児童厚生施設には、児童館、児童遊園等がございます。現在、児童館は四千二百二十九カ所、児童遊園は四千六百九十九カ所というふうになっております。

児童館は、地域の児童健全育成の活動拠点として整備を進めてきたものでございますけれども、いろいろな年齢が異なつた児童の交流あるいは放課後児童健全育成事業の実施の拠点などとして積極的に活用を図ってまいりたいというふうに考えて

ております。

○吉田(幸)委員 さらに、子供たちの育成の場所として児童館保育があります。私の知る限りでは、老朽化した民家の借用、アパートの利用が全体の二割程度を占めていると聞いております。現在の児童館保育の施設の状態や指導員において改善があるとも聞いております。

また、先ほどお話しさせていただいたように、子供の体力づくりとか、本當にうまく転べない、このことにこだわりますが、こういうようなことをしっかりとやっていくためには、こういう場所に対してもしっかりと対策を講じなければいけないと私自身思っておりますが、まずその実態、そして今後の改善についてお伺いをいたします。

○横田政府委員 放課後児童クラブ事業の数は現在八千六百ほどございまして、その場所といたしましては、児童館、学校の余剰教室、保育所の空きスペース、それから御指摘いただきました民家、アパート等、さまざまな場所で行われております。また、その指導員につきましても、一人または複数の配置、勤務形態も常勤あり、非常勤あり、さまざまな形態で行われております。

今回の制度改正におきましては、この放課後児童健全育成事業を児童福祉法上に位置づけまして、市町村において、その活用の助言、相談あるいはみずからの実施等についての努力義務を課しますとともに、社会福祉事業法上の事業としても規定いたしまして、各種の優遇措置によりその普及促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○吉田(幸)委員 今のお話なんですが、緊急保育対策等五か年事業の中で、九千カ所を目標として整備されつつある。今回、この児童館保育が法制化されたことは極めて重要なことであり、大きな前進として評価するものでありますが、児童館保育の一層の充実の推進を図るべきと考えます。ただこの児童館保育のみにこだわらなければ、また、先ほどの子供の健康状態が変わりつつある、また、精

神状態も変わりつつあるのだ、こういうようなことに対しては大臣の御意見を伺って、私の質問を終わらせていただきます。

○小泉閣僚大臣 児童館保育という問題がこれから大変重要な一つの御指摘ですが、これも大きな社会環境変化の一つだと思えます。本来、保育所というのは就学前の児童が対象であつたのが、最近では、小学校へ入ってからこの児童館保育をどうしていくかと。

我々の子供のときを考えると、学校から帰ってくると、家の中にいたって遊ぶものはない、テレビもない、パソコンもない。自然、近所の友達と、どこか山へ遊びに行ったり海へ行ったり、鬼ごっこしたり、トンボとりをやったりセミとりをしたりした、そういう印象が強いのですが、最近では、これだけ産業構造が変化して、いっぱい家があるにもかかわらず、むしろ隣近所のつき合いがない、遊び場も少なくなっている、空き地で遊べば自動車来て危ないというところで、この五十年来、大きく変わつてまいりました。

そこで、今後、家へ帰っても共働きで親御さんもないという児童に対する遊びの点については、市町村における地域の実情に応じた多様な、また柔軟な対応が必要ではないか、そういう点から、厚生省としても、そのような児童館保育に対する支援対策、いろいろな地域の実情に合わせた支援策が必要ではないか、その取り組みの促進方を今後とも図ってまいりたいと考えております。

○吉田(幸)委員 どうもありがとうございます。

○町村委員 樹屋敬悟君。

○樹屋委員 新進党の樹屋敬悟でございます。引き続き、児童福祉法の改正質疑を行わせていただきますと思ひます。

聞きますと、厚生委員会は予算委員会よりも時間が長くなつていくという話も伺いました。今も同僚議員とここで、厚生大臣というのは大変な業務だ、恐らくバツをつけている中で一番長時間座つておられる人じゃないか、こんな感想を持ちながら聞いておりました。お疲れと思ひますが、

おつき合ひのほどよろしくお願ひいたします。最初だけ、大臣とちよつと議論させていただきますから、どうぞお休みをいただきますが、トイレに行かれたりコーヒを飲まれたりされても結構でございますので、耳だけおかしただきたいと思ひます。

最初に、大臣とお話を申し上げたいわけであり

先ほど同僚の福島議員の方からも話がございます。この二、三日の新聞を読んでおりますと、政府・与党におきまして、財政構造改革会議で検討が進められております。月内には最終報告がまとめられるということも報じられております。この中で私どもが一番気になるのは、厚生委員会に所属する国会議員として気になるのは、ろは、やはり社会保障費の歳出削減、この議論でございます。歳出上限制を設けるとか、こういう議論も出ているわけでありまして、大変に頭を痛めながらこの報道を見ているわけでございます。

当然ながら、今国会で審議をいたしました医療保険制度の改正あるいは介護保険、こうした制度の行く末にも影響を与える話でございます。審議をしながらも大変に悩んでいるわけでありまして、医療費の患者負担増あるいは介護保険制度の利用者負担増、さらには、これが一番大きいと思うのですが、年金の給付制限、こうした影響が出てくるわけでありまして、あるいはまた、今審議しておりますこの児童福祉法の一部改正、先ほど福島議員からも予算の獲得は大丈夫かという話がありましたが、そういったことに影響を与える、反映をする話でございますから、他人事ではいられないわけでありまして。

大臣に財政構造改革会議の話聞くのは筋が違ふと思ひます。ただ、私が伺いたいのは、年金の問題もあるわけでありまして、大臣は、この委員会の席ではなくて、年金の問題についてはお立場からいろいろ御発言をされておられますが、特に政府・与党の財政改革案、九九年の年金財政再計

算に先立つて、上限制といいますが歳出削減策も講じなきゃならない、こんな議論もあるやに聞いているわけでありまして、こうした状況にありまして、厚生省として、厚生省の大臣として、今後の社会保障の構造改革の検討を厚生省は厚生省でなさるとこの前から何度もおっしゃっているわけでありまして、特に年金の九九年あたりをきちつと視点に置いて、これからの政策日程といえますか、構造改革に向かってどういう段取りで進んでいくのか。

今回、医療保険もやりましたし、介護もやりまして、我々、頭がぐちゃぐちゃになっているわけでありまして、国民もちよつとよく見えないところがあるわけでありまして、大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○小泉國務大臣 財政構造改革とこれからの予算編成に向けて密接に関連があるのですが、今言つた年金改革の問題、当然、これから国民の負担を将来五〇％を超えないようにしよう、そういう中での改革にどう取り組むかという問題なんですが、まず介護保険、そして医療保険の改革がなされた後、平成十一年度には年金の財政再計算期が迫っております。

その中で、これからますます年金を受け取る方、高齢者はふえてまいります。同時に、保険料を払う若い方々は減ってくるということで、二〇一三年に六十歳支給から六十五歳に変わる、二〇一一年から、六十歳から、三年かけて一歳ずつ先送りして、二〇一三年には六十五歳支給にしようという段階で先年改正がなされました。それを、今度は、今、平成九年ですが、平成十一年ではなくて、すぐ、このままだったら若い人たちは負担にたえられないんじゃないかということから、もっと早く改正できないかという議論があるのは事実であります。

しかし、私としては、年金というのは、支給開始年齢をいつからにするか、六十五歳がいいのか、六十六歳がいいのか、六十七歳がいいのか。同時に、給付、年金額、この額をどの程度にするのか。

同時に、税金をどのぐらい投入するのか。それと保険料、若い人の保険料をどのぐらいにするか。今の制度を何もいじらない、改革は嫌だとなると、今の保険料を若い人は倍にしないやならない。一七〇程度から三四〇程度、厚生年金の場合はもちろん企業と折半ですけれども、それにたえられるか、三〇％を超えるなんというのはいくらもならないんじゃないかということで、改革をしなければならぬんじゃないかということで、そうであるならば、支給開始年齢をもつと延ばすか、給付を若干下げるか、さらに税金を投入するしかないのです。

ところが、もうこれ以上増税は嫌だという声がある。となると、増税は嫌です、赤字国債の発行もだめです、保険料の引き上げも嫌ですといったならば、給付を下げることに支給開始年齢をもつと先に延ばすかの組み合わせしかない。

しかしながら、私は、これは大変議論を要する問題ですから、六十五歳ということと先年決めたばかりですから、六十五歳をさらに先に延べるのはいいかどうなのか、余り好ましくないかと私自身は思っておりますが、これからの問題であります。

その材料は、今後、この秋にかけて提供します。今の保険料、一七〇の保険料だった六十五歳支給で給付はどのぐらいになりますよ、その材料は提供します。そして、来年にかけてじっくりと年金の問題に対していろいろな識者の意見を聞きま

す。それで、それでは六十五歳にするにしても、二〇一三年に六十五歳にするのがいいのかどうか、三年に一歳ごとくおくらせていくのがいいか、二年で一歳にすることができないか、その点も含めて選択の材料を提供したとしても、どんなに早くしても平成十一年より前にこの問題に手をつけるというのには困難であるということ、私は財政構造改革会議ではっきり表明しております。

しかしながら、いろいろな材料は提供する。今の仕組みは変えませんが、給付も下げませんよ、年齢も六十五歳以上を下げませんよ、税金もこれ以上投入できませんよというのだったら若い人の保険料負担が多くなってしまうから、これもまた

若い人は承知しないだろうということで、この組み合わせの材料、選択肢を、私は、一つじゃなくて複数提供して、どれがいいかということ、と、じつくりの判断の材料を今後国民の前に明らかにしていきたい。しかし、平成十一年前の、具体的な制度をいじるということは極めて困難であるということ、財政構造改革会議ではっきり表明しております。

○榊屋委員 ありがとうございます。

今の大臣のお話はもう何度も聞いた話もありましたが、しかし大事なところは、九九年まで、これは、一たん決めた、特に年金の部分については、ある意味では国民との契約のような話でありますから、これを簡単に変えることは難しいというお話でございます。そこはぜひお願いをしたいと思います。

もう一つ、私は、九月ぐらいまでに大臣がリーダシップをとられて私どもに御提供いただけるものは、まず医療保険の抜本改革案というふうな思っておりますが、今の話では、年金も含めて、幾つかの今後の対応策といえますか、示していただくという、できるだけ一本にしたい、ぜひこれをお願いしたい。もうこれしかないという形でこの場に提供されますと私もいろいろ悩むわけでありまして、私はやはり、お役所は幾つかの案をつくるから、それを政治の舞台で議論するということがまさにこれから大事だろうと思ひますので、そこはぜひお願い申し上げます。

医療保険の抜本改革案プラス年金も含めて、もつと言え、社会保障の姿ということで厚生省の幾つかの対応策をいっておくか案が示される、このういふかに理解をしておいてほしいです。

○小泉國務大臣 まず、医療保険の問題については、健保法改正案が今国会で成立すれば、できるだけ早く、九月一日の実施の前に抜本的な、総合的な案を厚生省としてはまとめたと思ひます。そして、与党としてこの八月いっぱいにはまとめる材料を提供したい。

その後、年金についても、この一つしかないという案じゃない、幾つかの選択肢を出して、秋には国民に判断とか批判とかできるような材料、給付の面においても保険料負担においても支給開始年齢においても、こういう選択肢がありますといううような材料はことしじゅうには出してみたいと思ひます。

○榊屋委員 私たち新進党も、出されました案に積極的に加わっていきけるようにしっかりと今から準備をしてまいりたい、こんなふうに思っております。

大臣おっしゃる通りに、九八年度だけで百万人新たにまた年金給付の方がふえる、この財源だけでも大変だという事態は私たちも十分わかっているわけでありまして、しっかりと私たちも研究をしてまいりたい、こんなふうに思っております。

さて、もう一点だけ大臣とお話し合いをしたいのは、これは感想をお聞きしたいのですけれども、介護保険の議論をずっとやっておりまして、私も、国民の介護という問題は老後だから、老後をみとめるのはやはり国の責任でやった方がいい、税でやることも考えようじゃないか、こういう議論をしました。しかし、結果はあのとおりでありまして、特にその議論の中で、税というのは、やはり権利性で、なかなか国民に権利意識が生まれな、あるいは、柔軟なサービスといいますが契約型がなかなかできない、措置の体系を崩すことが難しい、こういう議論もあったかと思ひますのでありますが、今回の介護は、いみじくもこれは税を財源とした保育サービス、保育行政、これを今回、措置型から、行政処分の措置に開こうというところでありまして、そういう道を開こうというところでありまして、私は、税でもそういう柔軟なサービスといふのはできる、契約型のサービスはできるということがまさにこの児童福祉法の改正案の姿だろう、こんなふうな思っております。

もちろん、リスクとかいろいろな問題はある、す、ほかの要素はありますが、今の観点での議論、私は、まさに介護保険とこの児童福祉法の改正というのとはまことにコントロールを二つの法案だ

な、こう思っておるのですが、大臣の御感想を、ずっと長い間審議されておる御感想を、新進党の主張も勸案の上御感想をいただきたいと思います。

○小泉国務大臣 介護というのは、新進党は税でやれということなんです、私も私としては、年金も保険、医療も保険、そして、介護というのは税だけでやる必要最小限のサービスの提供しかできないのじゃないか、それよりも、各段階のサービス、医療以上に介護の面においては、より快適さを追求する面においては、生命には関係ないけれども、段階は多いと思います。要望というのは多様だと思います。そういう面からいけば、年金も医療も保険という制度から考えれば、私は、保険の方が理解しやすいし、民間参入を促す面において、競争することによってサービス水準が向上してくる、選択も広がるという意味において、公費も投入しますが、保険の方がいいのじゃないかと。

導入すれば、将来、私は、この介護保険制度というのはいくらやめようという声にはならないと思うのです。不備だ、不十分だという声があっても、やめようという声は、私は、これは一度導入するとならないと思います。どうやって充実させていくかということになりまして、それはやはり全国民で支えていこうじゃないかという雰囲気になると思うのであります。それであればあるほど、私は、公費と保険を組み合わせていった方がいいなと思っています。

この保育所の問題、児童の問題におきましても、もうお仕着せの措置制度というよりも、ある程度民間に裁量権をゆだねる、そして、競争することによって保育サービスの水準も向上させる、親御さん、あてがわれた保育所じゃなくて、自分で選択できるという点から、より規制を緩和する保育所制度に改めるのが時代の趨勢ではないかなというところで、今後さらに、保育所においても、今までのようにお仕着せだけに済みません、かなり競争が必要ですよという促す面も今回の改正法

では持っているのではないかと思います。

○榎屋委員 大臣も大分お疲れのようでありまして、私が伺いたいことをあえてとばけておられるのかもしれないが、私が申し上げたことは、大臣がおっしゃったように、税を財源とする保育サービスでも措置を取って柔軟なサービスをする事ができるんじゃないか、介護だってそれができる道はあったのじゃないでしょうか、こう申し上げたわけでありまして、あえて大臣は違うことを御答弁なされたのじゃないか、こういう気もするわけでありまして。

少なくとも私は、一つ心配なのは、税収入よりも保険料収入でもって賄うというのは、保険料の方が多くなるというような国家の姿というのは本当にある意味では心配でありまして、そこにいらつしやる官僚の方が作成したプランでどんどんと保険料がふえていくということは大変に心配だなというふうに思っておりますので、そんな姿勢でこれからも見守っていききたいと思っています。

保育の内容に入りたいたいと思います。保育所につきましては、保育につきましましては、まさに今私たちがゴールドプランで取り組んできた経緯のように、実は私もゴールドプランを進めるときによく聞いた話は、昔は、郵便ポストの数ぐらい保育所をつくろうというキャッチスローガンで、ありとあらゆるところへ保育所をつくってきた、それと同じように今から老人のベースハウスもつくろうじゃないかと随分ハッパをかける厚生省のお声を聞いたこともあります。それぐらい、国の政策として保育所を本當につくってきた、保育を拡充してきたという経緯があるだろうと思います。その保育を今回大きく形を変えようということとありますから、私は、しっかりとこの委員会でも議論をしなければならぬ、こんなふうに思っているわけでありまして。

それで、最初にお伺いしたいのが、保育の前に、緊急保育対策等五か年事業、これはエンゼルプランの施策の具体化の一環として五か年事業が取り組まれております。まさにゴールドプランの最初

のような感じがするわけですが、内容によつては随分進捗状況の厳しいものが見られるということがあります。この緊急保育対策等五か年事業の進捗についてどういふふうに分析をしておられるのか、あるいは、なかなか進まないという背景はどんなふうにお考えになつておられるのか、概要をまずお聞きたいと思っています。

○横田政府委員 平成七年度から、エンゼルプランの一環といたしまして、緊急保育対策等五か年事業を推進しております。八年度でちょうど二年目が終わりました、今年度、三年目に入ったところでございまして。

御指摘のように、その進捗状況につきましては違ひがございまして、延長保育あるいは放課後児童クラブ事業等のように順調に推移しているものもございまして、その一方におきまして、地域子育て支援センターあるいは一時的保育事業のように、必ずしも計画どおりについていないものもある状況になっております。

これらの事業は、大体、市町村事業として行われているわけでありまして、市町村、地方公共団体の取り組み姿勢がどうかということによる地域的な違ひもありませんし、また、実施状況等を見てみますと、民営保育所に比べて公営保育所等の方が実施率が低いというようなことも一つの要因として考えられるのではないかと考えております。

私もどなたかしましては、地方公共団体に対しては、事業内容の周知を図るとともに、いろいろな御意見もお伺いいたしまして、工夫を図りながらその達成に努力してまいりたいと考えております。

○榎屋委員 これは参議院でも随分議論がありまして、五か年事業の中で、うまくいっているものもあればそうでないもの、特別おくれしているものもあるというふうな御説明もあつたわけでありまして、この資料をいただいております中で、厳しいものについては、その前にちよつとお伺いしたいのは、保育所措置費、低年齢児の受け入れ枠の拡

大、六十万の目標に対して、現在、九年度予算で五十一万、こういう数字になっておりますが、この六十万というのは何を想定した、具体的な目標設定の根拠といふのです、これをちよつとお教へいただきたいと思います。

○横田政府委員 緊急保育対策等五か年事業におきましては、低年齢児の受け入れ枠の拡大ということで、平成十一年度、六十万人を設定しております。

この設定の考え方でございますが、簡単に申し上げますと、入所待機児童等、保育所への入所を希望しても入所できない低年齢児のすべてが入所できる水準を確保するという目標を立てまして、平成十一年度時点における低年齢児の推計人口に、その時点における過去の入所率の傾向を加味した入所率を乗じて、さらに、そういった待機児童の解消が図られるということで積算した枠でございまして。

現在、この受け入れ枠につきましては、九年度予算において、乳児保育指定保育所というのがございまして、これが七千八百五十カ所から九千五百カ所に大幅な増加を図りまして、枠自身も四十九万人から五十一万人への増を図る計画にいたしております。積算につきましては、そういった考え方でございます。

(委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席)

○榎屋委員 ありがとうございます。この低年齢児受け入れ枠の拡大というのは、もう一回確認しますと、今の局長の御説明では、平成七年度、この五か年事業をスタートさせるときのいわゆる低年齢の待機児童の数、それを解消しようというところで六十万という目標を立てた、こういうことですね。

そうしますと、この六十万は、今、九年度、ちよつと三カ年目の予算が五十一万という姿ですから、道半ばで五十一万ですから何となくのかな、こういう期待を持っておりますが、これがいつてしまつと、先ほど同僚の福島議員が質問しましたような、乳幼児で待機したいなことはなくなるわ

けです。なくすということを目標に、また、具体的にそこを戦略として描いて進めている、こういうことですね。

○横田政府委員 御指摘のように、十一年時点におきまして待機児童が解消する、その時点における待機児童が解消するということを目指して目標を設定しております。

ただ、人口推計等につきましては、平成四年度の人口推計をもとに十一年度の低年齢児等の推計を行っております。現時点、最新の人口推計等を使ってまだ計算しておりませんけれども、出生率の低下等によりまして児童数が減っておりますので、そういったことで、今後、私も、この進捗状況とあわせて十分注意していかなくてはいいかなと考えております。

○榊屋委員 今の低年齢児は、そういうことでありますから、確かに児童が減少という、これは高齢者と違ってバックが違いますから難しいとは思いますが、私は、先ほどの同僚議員の指摘をも考慮していただいて、やはり地域的な戦略が大事だろう、都市部における戦略をどういうふうにお立てになるのかということ極めて大事だろうと思っております。

それと、あと目標達成が厳しいのは一時的保育と地域子育て支援センターではないかというように思っています。この二つは端的に言う目標達成は難しいのではないかと私は感じますが、いかがですか。

○横田政府委員 一時的保育事業につきましては三千カ所、地域子育て支援センターにつきましては三千カ所の目標を立てて進めているところでございます。

これにつきましては、二年度目を終ったところの状況といたしましては、十分な進捗状況ではないわけでありまして、この要因等を考えますと、一時的保育事業等、要件が十人以上というふうなことになるわけでありまして、地域によりましてはなかなかそれだけの需要がないというふうなこともあるのではないかなというふう

聞いておりますし、子育て支援センター事業につきましては、そのための職員を二人配置するようなどことで考えておりますけれども、それに見合った事業をやるだけのニーズがあるかというふうなこともあるやに聞いておりまして、私も、地方公共団体等の意見も聞きながら、この事業がさらに進捗するように努力してまいりたいと考えております。

○榊屋委員 かなり厳しい状況が、今お話がありました。達成が難しいかどうか、それは無理ですとはもちろん言えないと思います。それで、何とか達成に向けて努力をする、こういうお話であります。ただ、局長が今おっしゃったように、現場でニーズがないという声も聞いているという話も伺うと、私は、実際、この計画そのものが本当に妥当性のある計画であったのか、地域の実態からしてこの目標というのは見直す必要がある要素もあるのかなと思ったり、大変悩ましい感じがしました。

もう一回伺いますが、これは本当にこの目標を掲げて突っ走る、こういうことなのか、いや、ちょっと今からことも入れてあと三年あるわけですが、状況をよく見ながら進んでいくということなのか、どちらですか。

○横田政府委員 現時点では、ちょうど二年目を終った時点でございまして、各地方におきまして理解が浸透してきている点もあって、ふえてきているものもあります。そういったことで、なお今後、しばらく推移を見ながら対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

○榊屋委員 目標は達せないというふうに私は理解をするわけでありまして、一つは、今回、児童福祉法の改正ということも大きな要因だろう。したがって、この改正の姿も見ながら考えていくというところだろうと思いますが、私は、安易にこの目標を捨てずに、ぜひ、先ほど福島議員からも、トッブライオリティーでこの子育ての環境づくりは取り組むべきだという、少子化対策というのは極めて大事だろうと思っておりますので、安易にこの目標

を見直すというふうなことはやめていただきたい。頑張っていただいたいと思うわけでありまして。

そこで、私は、この一時的保育と地域子育て支援センターというのは、ともに保育所を舞台とした事業というように理解をしておるわけです。次のテーマに入るわけでありまして、保育所のグラウンド、いわゆるバックというものを議題に上げたいと思うのであります。

はつきり申し上げて、保育所の措置というものを見直そうというのは、もう三年も前から、あるいは四年も前からずっとある議論でありまして、これがなかなか手がつかなかったというのは、一つには、やはり公営の施設が多いというものが、六割方が公立の施設である。その背景というものは、先ほど申し上げたように、郵便ポストの数ぐらい保育所をつくらうということで、国策として取り組んできた背景があるかと思うのです。

ね。そういう中で公営が大変多い。やはり公立の保育所が多いということが、多様な事業を展開する上で大変苦慮される一つの大きな要因になっているのか、こんなふうに思っているわけでありまして、先ほど横田局長の方からも、その話はちらっとお言葉が出ましたけれども、その辺はいかがでありますでしょうか。

○横田政府委員 保育所につきましては、御指摘いただきましたように、ちょうど四十年代から五十年代前半にかけて保育ニーズが急増した時代において、この整備を図っていく上におきまして、民間だけではなかなか追いつかないというところもあって、公立保育所がかなり整備されたというふうな状況があるわけでありまして、こういった結果、現在、六割が公立、四割が民間というふうな形になっているわけでありまして。

一方、これまた御指摘いただきましたように、緊急保育対策等五か年事業等で取り上げられている事業の実施状況を見ますと、公私別には、乳児指定保育所では、公営は二〇％の実施率でございまして、民営では五五％、延長保育では、公営が四三、民営が二四三、一時的保育では、公営が

○九、民営が四三ということで、民営保育所の取り組みの方が進んでいるような実態にございまして。

公営の保育所でなぜこういうことが起こるのかということでございますけれども、保育所の配置に要する人件費のコスト、あるいは地方公共団体における定員規制などの問題がございまして、なかなか小回りがききにくいというふうな話を伺っているところでございます。

○榊屋委員 今私が申し上げている話題というのは極めてナーバスでありまして、なかなか難しいところなんです。

実は、保育所の措置を変えようという三年前の議論のときも、私は個人的には、いや、それは無理だ、保育のグラウンドが、ある意味では公立に偏っていて非常にかたい部分があるわけだから、そこを柔軟に変えようというのは無理じゃないか、むしろ介護保険なんかの方が先だ、それから措置という体系が徐々に社会保障の中で変わっていくのじゃないか、こう思ったわけでありまして、今回、いみじくも一緒になってしまっているわけでありまして。

今回のやり方は、もう一回措置をそれこそ自由な選択にという、こういうふうに変えるわけでありまして、まさに大臣が何度もおっしゃっているように、自由な競争を持ち込んで、その中で保育の世界がどうなるのか見ているというじゃないか、こういうことだろうと思うのです。そして、ポイントとは、やはり国民のためといいますが、利用者の利便といいますが、利用者が使いやすい、利用者にとってプラスになるような方向で保育の世界が動いていくのではないかと、自由競争の世界に、自由な競争の原理というものがそうした方向へ動くのではないかと、こう大臣も何度もおっしゃっているわけでありまして。

今も言われましたように、公営については一万三千カ所、九十万ぐらいの数、現員がいらっしゃって、全体で大体半分ぐらいあるわけでありまして。それから、民営が九千三百カ所で七十万ぐらいで

ありますから、これが四〇％ぐらい。それ以外に、無認可あるいはその他の施設が二十万ぐらいありまして、合わせて一％ぐらい。今の保育の姿は、半分ぐらいが公立で、あと四〇％ぐらいが民営で、残りの一〇％ぐらいが無認可、こういうシェアだと思ふのです。

大臣、今から自由な競争をやってもいいでしょう、こういうことなのであります。将来の姿として、これは全部民営にいくというのを考え込んでいか。障害児保育あたりはどうも公立を中心に進んで、今や民間も随分おやりになって、それなりの役割を果たしているというふうなところがあります。今後の保育の動きがどうなっていくのかというところが私が見えないうちでありますが、大臣は、これから保育の姿というものを、公立、民営あるいは無認可というふうな世界で分ける、となると、どんなふうな姿を描いておられるのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○小泉國務大臣 現在は公立の方が民間を上回っているわけですが、これは地域によっても違ふと思いますが、本来、保育事業については、民間の使命感、情熱あふれる方々が保育事業に携わる、これが私は好ましいものと思つています。しかし、公立が公立としての役割もあります。そして、サービスク競争が始まれば、私は、民間の方がいろいろな父兄の要望にこたえ得るようなサービスク事業を展開するのではないかなと思つています。そして、民間の割合の方がふえていくのじゃないか。

これは今後の展開を見ないとわかりませんが、いずれにしても、民間と公立のサービスク競争によって保育水準の向上を図ってもらいたい。それが大事である。それによって利用者が判断する問題ではないか。サービスク競争にしのぎを削って保育水準の向上を図ることが私は大事ではないかなと思つておられます。

○梶屋委員 ありがとうございます。

これも、きょうは多くの傍聴の方もいらつしていますし、それから、現場の声としては本当に切実な声もあると思つていますが、何も保育だけではなく、例えば特養にしても障害者の施設にしても、地方では、事業団あたりをそれぞれ公立がつくって、半分民間に委託しているというふうな実態もあるわけがあります。しかし、実態はほとんど公立。これはやはり、制度を始めるときはどのように公立でなければいけないというふうな背景があったりしまして、その形がいまだに残っている。ところが、これを民間に移行するということはまことに難しいわけでありまして、私も大臣とは同じ気持ちでいると思つていますが、民間でできることを公がやる必要はない。私も、福祉の事業ではそうだろうと思つてます。ただ、それは、移行するのは大変に難しいわけでありまして、今回はまさに、介護保険もそういう意味ではそういう部分がありますし、この保育にしたら、その一歩を始める作業であるわけでありまして、そういう意味で、私は、契約型に移行して自由競争の世界にするということは賛成であります。

が、それだけでは、余りにも国は冷たいのじゃないか、こういう批判もまた甘んじて受けなければならぬだろうと思つております。先ほど言いましたように、国策として、国の政策として保育をどんどんと拡充してきた経緯があるわけでありまして、それを受ける形で現場では公立でやらざるを得なかったという背景も多分あるのだろう、このように思っています。そういう意味では、今回は制度を変えて、さっきまさに大臣おっしゃったように、自由な競争で、サービスク合戦で、その中でどうおさまるかという、システムを変えるわけでありまして、私は、それだけでは本心に乱暴なやり方だろうと思つておられます。

もちろん、その方向しかないのかなとも私も思うのでありますが、少なくとも、今までの公立の施設を民間に移行する、それがスムーズに進むようなインセンティブを何らかの形で考えていくべきだ。私も知恵はありません。だけれども、現場はす

ごく悩んでいるわけでありまして。それは、国は、制度を変えて、システムを変えて、あとは現場が考えればいいのだと。もちろん、現場の取り組みは第一でありますけれども、現場だって苦しむ。その現場の苦しみを国としても受けとめながら、何らかの知恵を考えていくべきじゃないか。私はそんなふうな思っているわけでありまして、大臣、いかがでありますか。

○小泉國務大臣 これは、地域なり市町村なりがどう対応するかという部分が非常に多いのですけれども、基本的には、市町村としても、公立をふやすべきか、あるいは民間にゆだねるべきかということならば、むしろ民間がやりたいという意欲をそなうためには、公立の方は一歩身を引いて民間の活力を促そうという対応に出た方が、私は、いろいろなサービスクの面においても向上していくのではないかなという感じは持っております。

○梶屋委員 大臣、今の話で、公立は身を引きなさいというの、これはもう現場の公立保育所からすると大変につらい話であります。私は、そういう時代が来ているというふうに思っております。

ただ、具体的なお話、これは大臣にお聞きするよりもむしろ横田局長にお聞きした方がいいのかもしれないませんが、少しでもそういう自由な、システムの変更と同時にいろいろな制度の中で移行過程が始まるわけでありまして、私は、細部において市町村、県ともよく相談をいただいております。恵を賜りたい、こんなふうに思つておられるわけでありまして、そうした配慮を十分お願いしておきたいと思つておられます。

具体的な話にいききたいと思うのですが、法改正後の保育の姿であります。これは参議院でも議論がありました。一つは、当然ながら、自由な競争というところで、片方、人気がないところには、サービスク合戦で負けたところは定員に満たない状況が出る可能性があります。それが、直ちに経営問題になるわけでありまして、参議院では、この法改正を

受けて、現場の保育所が創意工夫をする、特別保育等を含めていろいろな取り組みをする場合は定員の弾力化等を行つていきたい、そしてサポートしていきたい、こんな御答弁もあつたかと思うのです。定員の弾力化というのは具体的にはどういう措置になるのか、お伺いしたいと思います。

○横田政府委員 現在、保育所におきましては、年度途中で入所される方の対策をいたしまして、定員の一〇％を超える範囲で入所できるといふふうになっております。また、育児休業明けの年度途中の入所という場合には一五％までいいというふうなところになっております。

今回の制度改正を踏まえまして、私ども、受け入れ体制が整つていくというふうな保育所につきましては、こういった弾力化の取り扱いはさらに拡大するというようなことを検討していきたいと考えております。

○梶屋委員 今の御説明で、定員の扱いは、年度途中は一〇％まで定員オーバーを認めるといふことを今までやってきたけれども、これからはいろいろなサービスクをやればさらにそれ以上の弾力化を認める、こういうことですか。ちよつと私もよく理解できなかったのですけれども。

○横田政府委員 定員をオーバーして入所する場合にも最低基準を満たす必要はあるかと思つておられます。そういった条件のもとに、人気がある保育所につきましては、定員をオーバーして受け入れる幅を現在の幅よりもさらに拡大するということを検討したいということでございます。

○梶屋委員 今局長からお話があつたように、当然ながら最低基準は守らなければいけません。それが守られておれば弾力的に、なお現状の一〇％以上のこともあり得る、検討したい、こういうお話でありました。

それで、逆の場合です。人気があるところにとつと人が行つて、こつちは減つてしまつた。それがたまたま公立ということになるかどうかはわかりませんが、何もそういう違いだけではないと思つておられます。入所児童が減つたような場合の扱いに

ついで、弾力的な対応というのはお考えなの
ございましょうか。

私もいろいろこの措置費手帳を懐かしく見てお
りましたら、現行の保育所の措置制度についても
特別調整加算のような制度がある。暫定のよう
システムだろうと思うのですが、この制度改正に
よってそういう状況が出てきた場合は、入所児童
減の場合も何らかの対応があるのかどうか、お伺
いをしたいと思います。

○横田府委員 今度の改正が行われますと、各
保育所が利用者に選択されるような創意工夫を促
されることになるのではないかと期待している
ところでございまして、そういった利用者による選
択の結果、入所児童が減少する保育所が出てこ
うかと思ひます。そういった場合には、考えられ
る方策をいたしましては、一つは、定員の見直し
というところであります。それから、放課後児童健
全育成事業でございまして、一時的保育事業など
の実施、あるいは老人福祉関係の施設との合築等
によりまして、現在ある施設を有効に活用してい
ただく方策を検討していただくということではな
いかと思ひます。

それから、御指摘の保育所措置費特別調整費と
いうのがございまして、これは、乳児とかある
は延長保育等を熱心に行っている保育所におきま
して、その地域の措置児童が著しく減少した場合
これは規模が減りますとそれだけ入所児童掛ける
措置費ということで収入が減ることになるわけで
あります。この場合に、その減収分につきまして
て、原則として三年間、特別加算を行うことがで
きるといふ制度であります。この仕組みそのもの
は今後も維持していきたいと考えておりますけ
れども、乳児保育あるいは延長保育等の特段の努
力をしていないようなところが選択の結果として
減ってしまったというふうなことにつきまして
は、その施設においてできる限りの創意工夫をし
ていただくということではないかと思ひます。熱
心にそういう創意工夫をしているところとのパ
ランスにおきまして、この制度の対象とする

いうことはちよつと難しいのではないかと思ひ
ております。

○榊屋委員 いずれにしても、この法改正の後、
保育のグラウンドが相当動き出すだろう。いつ
ころからそれが始まるかわかりませんが、せ
ひきめ細かな対策をする、そういう意味で、私は、
将来の保育のグラウンドはどんな姿が望ましいの
かということをお伺いしたわけでありま
す。これはなかなか簡単にお答えできることでは
ありませんが、私はやはり、民間中心になつてい
かざるを得ないだろう、そういう中では悩まし
いいろいろな現場の声があるから、特にこれは地
方とも連携をとっていただきながらきめ細かな対
策をお願いしたい。

例えば、私、きょう質問するということで、高知
の保育所からもアクセスをいただきました。直接
今の話にかかわるわけではありませんが、例
えば障害児保育あたりでもやる場合に、障害児が
いる場合はいけれども、障害児を受け入れてい
て突然その障害児が入院をした、そうすると、そ
の後、その保護さんはどうするだろう、こうい
う問題も出てくる、やはり民間はこういう場合は
大変に苦勞するのですよ。こんな事例もいた
っております。

私はやはり、措置費というものはこれからも残る
のですよ、措置費という言い方はいいのでし
うが、恐らくこれから残るのだらうと思ひ
ますが、措置費の運用に当たっても弾力的な対応が
求められるのではないかとふうに思ひてお
ります。ぜひきめ細かな配慮をお願いしたい。
それで、先ほど横田局長から、これからは、減
たところは、園の方針として、児童保育とかある
いは老人施設との合築等もどんどんやっていた
きたい、こんな話がありました。老人施設との合
築の数字は参議院で大体伺ひまして、状況はわ
かっておるのですが、保育所が児童保育に取り組
んでいるという実態はどのくらいあるのでしょ
うか。時系列的にちよつと傾向をお示しいただけ
ばと思ひます。

○横田府委員 放課後児童健全育成事業につ
いては、平成八年度で全国で八千六百カ所行わ
れておりますけれども、このうち、保育所が実施
しておりますのは二百九十四カ所ということで、三
四％に該当いたします。経年的には、ちよつと手
元に資料がございせんので、後ほどお届けさせ
ていただきます。

○榊屋委員 まさに、これは地域の実情だろうと
私は思ひます。先ほど横田局長が言われたように、
一生懸命取り組むところはそれなりの対応をとい
うお話がありましたけれども、地域の実情に
て、それぞれの地域でいろいろな保育戦略がこれ
から行われていくのではないかと、私はこう思
ひます。

児童保育あるいは老人施設との合築、これなん
かも、現場をしつかり検証していただいて、保
育所は子供が減つてあいてから老人施設と一緒
にすればいいじゃないかという議論は確かにある
のであります。私もそういう現場を見てまいり
ましたけれども、これはまことにいいことだとい
う議論が一般的にあります。しかし、本当にそう
なんだろうかという疑問も私は持つておりまし
て、現場の検証ということ、制度の変革期であ
りますからぜひお願いを申し上げておきたいと思
ひます。

それで、これは局長の方から何度もお話がある
話であります。行政処分の措置から今後は利用
者の選択による契約型になる、こういう御説明で
ございまして。特定の施設へ集中する、そうした事
例については公正な方法による選考を行うとい
うことになっておりますが、この場合は、希望した
人が行けない、その第一希望へ入れない、だから
公正な方法によつて選考するということなんだと
思ひます。希望した場合に、希望したところへ
行けなかった人、これは行政処分というのには残
るのですか、その部分は、
○横田府委員 今後は、原則として行政処分に
よる措置という入所方式はなくなりますので、あ
くまでも申し込みによる利用契約ということにな

るわけでありまして。

御質問の場合には、定員オーバーということ
で選考に漏れてしまったというときには、第二志望
なり第三志望の保育所を申し込みでいただきます
て、その該当したところでの利用契約を締結し
ていただくということになるかと思ひております。

○榊屋委員 今回の法改正では、市町村は申し込
みによつて保育を提供しなければいかぬといふこ
とになつておりますけれども、一次選考で漏れた
方については、今の局長の御答弁では、その人は
もう一回改めて二次申し込みをする、こういうこ
とですね。どこまでも申し込みをまたやっても
わなければいかぬということですから、どうなん
でしょうか、私もまだ頭が整理できていないから
よくわからないのですが、利用者にとっては一
次で漏れたらそれで終わりなわけですね、その一回
目の申し込みは。それで今度は、もう一回二回目
の申し込みをしなればいかぬということであり
ますか。

○横田府委員 実際のやり方といたしましては、
最初の申し込みのときに、第一希望、第二希望、第
三希望等を出していただきまして、改めて二回、
三回申し込みを行わなくても済むようにするのが
適当ではないかと思ひております。

○榊屋委員 今、保育所については、全国的な
オーダーで見ますと若干あきがあるらしいです
から、申し込みがあつてもあふれるということ
ほとんどないのしょうが、自由競争になつて、申
し込んでも、第一、第二、第三まで書いたけれど
結局どこも入れてもらえなかつたということが
あつてはならぬ、こう思ひておるのです。

それで、申し込みはしたけれども選考に漏れて
しまった、こういうことがないように、救済策は
やはりきちつと、救済はされる、救済といひま
すか申し込みは必ず受け付けてもらえる、結果とし
て保育所へ入れるという結果を利用者が得られ
るのかどうか、そこは私も大変危惧をしておるの
ですが、その辺はいかがでしょう。
○横田府委員 全国的に見ますと、入所率が八

三%ということでございますので、第一希望に入れるかどうかは別といたしまして、入れるということであろうかと思いますが、地域によりましては待機児がかなりおられるところもありますので、入れない場合も出てきようかと思っております。その場合には、現行のただし書きによりまして、これにかわる「適切な保護をしなければならぬ」ということになっておりますので、市町村といったことになるかと思っております。

○樹屋委員 これにかわる「保護をしなければならぬ」と、こういう書きぶりですね。それは具体的に言うと、必ず保育所を何とかします。二次申し込み、三次申し込みでちゃんとありますよということ、そういうふうに理解していいですか。

○横田政府委員 その管内の保育所の入所状況等を申込者の方に示しまして、どこに申し込みを考慮していただくということもありましょうし、また、その管内の保育所全部が埋まってしまうというところも場合によってはあるかと思っております。

そういう場合におきまして、適切な保護に努力しなければならぬということでございます。

○樹屋委員 私が大変心配しているのは、今回は契約型ということでありますから、ある方が、競争率が高くなるであろうと思われるところについては第一、第三まで希望を書き出して出す、そして、結果的に第一希望に行かなくなったという場合もあると思うのです、今の話では、そのかわり、次の希望のところへ入れるかどうか。ただ、それは契約ということが前提でありますから、今度は、大事なことは、この公正な方法による選考という場合は、私は、どういふ公正な選考が行われたのかという情報の開示、あなたの申し込みはこういう処理をされてこういう結果になりましたよというその情報がぜひきちっと開示される必要があるかと思ひますし、そして、二次の申し込みなんという話になりますと、私はやはり、契約でありますからきちっとその申込者の同意を得るといいますか、そういう仕組みが極めて大事だろう、こ

ういうふうに思っておりますが、その辺はいかがでありますでしょうか。

○横田政府委員 申し込みが定員をオーバーする場合の選考方法につきましては、公正な方法でなくては行けないということでございますので、この選考方法につきましても明らかにいたしまして、住民の理解を得ることが必要ではないかと思っております。また、利用契約そのものは必ず本人の申し込みに基づいて行われるものでございまして、そういう意味で、本人がここに入りたいという意思が前提になるものというふうに考えております。

○樹屋委員 大体同じことを言っているのだからと思うのですが、最初の方、情報の開示については、どうですか、公正な方法による選考、くじになるのかどうかわかりませんが、こういう結果であるたは漏れましたということとはちゃんとデイスクローズされるかどうか、もう一回確認させていただきます。

○横田政府委員 この申し込みの選に漏れた場合におきましては、これは、利用契約ということでございまして、これは、異議申し立ての対象になるということでありまして、何で私が落ちたかというようなことにつきましては、行政側としては理由を説明する義務があらうかと思っております。

○樹屋委員 異議申し立ての対象になるのですか。もう一回確認させていただきます。それは間違いありませんか。

○横田政府委員 この申し込み、それから利用契約というのは、公法上の契約ということで、あくまで契約でございまして、落ちたということに對する不服がある場合にはその行政庁に異議の申し立てを行うことができるというふうに法律で規定しております。

○樹屋委員 公正な方法による選考というのは、これはきちっとガイドライン等も定めて指導されるところでありますから、そこに期待をしたというところですが、私は、できるだけ情報開示、今

回、二十四条五項で情報提供という新しい条文が入りましたけれども、これは極めて大事だろうと思ひます。

しかし、この五項の情報提供というのは、申し込みをする際の保育所の状況というものをいっつかデイスクローズしようということだろうと思うのですが、今のようないふ公正な方法による選考なんというふうな場合も、私は、デイスクローズの方法をぜひお考えいただきたい、このようにお願いをしておきたいと思ひます。

さて、時間もありませんが、保育料の問題を二点だけ確認させていただきます。

保育料につきましては、今後、均一的保育料を目指していくのだ、こういうことでこの前も議論がありました。私は、均一的な保育料の方向というのは否定をするわけではないのですが、これは審議会では、どの程度の負担が今後のあるべき姿なのか、保育に係る経費全体に對してどのくらい、家計に与える影響等も考慮してということになっておりますが、将来、これから均一化に向かつて動く場合に大体どの辺を目安に落ちついていくのか。私はその負担の水準というものが気になるのでありますが、これは審議会では議論がございましたか、ちよつと審議会の議論をお聞かせいただきたいと思ひます。

○横田政府委員 保育料につきましては、利用契約に基づく保育料ということで、保育コストを基礎として家計に對する影響も考慮して年齢別に定めるといふようなことになっておりまして、基本的には将来均一的な方向を目指したいということでございますが、当面は現行十段階に分かれているところでございますので、急激な負担増を避ける見地からもこれを簡素化する方向が現実的ではないかと考えております。

最終的にどういったところの水準を目指すのかというところでございますけれども、トータルとしての国庫負担の水準というものが現行の水準であり維持されるというもので均一化をしていくということになりますと、各階層の平均的なところに

取れんしていくというふうに考えております。

ただ、その場合におきましても、低所得者に対するいろいろな配慮等も出てまいりますので、必ずしも一致しないわけでありましても、大きな考え方としては、利用者の平均的な階層のところに落ちついていく、取れんしていく、そういうものではないかと考えております。

○樹屋委員 ありがとうございます。

いづれにしても、将来、今回を改正の第一歩として保育料の負担については均一的な方向でいうことであります。しかし、私は、福祉的な措置である以上、今局長からもお話がありました低所得対策等、現行の母子家庭や在宅障害者を抱えている家庭等への配慮とか、参議院で話がありました多子対策とか、その辺の福祉的な対策というものも十分考慮しながら均一化に向かつてこれから知恵を出していくのだから、こんなふうに期待をしているわけでありま。

さて、保育は以上にいたしまして、次の話題として、私、今回どうしても十分理解がいていないのが、児童福祉法上の児童施設の整理統合といひますか、児童施設の新しい体系についてお伺いをしたいと思ひます。

参議院の質疑を何回も読みました。何回も読んだのでありますが、機関客が随分多いのでありまして大変に悩みました。これは私の不勉強も恥じるわけでありまして、理解のできないポイントを一つ申し上げますと、不登校の問題であります。不登校という言葉は適切でないかもしれせん。結果的に学校へ行っていない児童、この取り扱いについて、随分、私のところにもいろいろな要望をいただいております。陳情もいただいております。参議院でも質疑がございました。

ただ、聞いていてもなかなかわからない話なんです。一つは、実は私は、児童相談所にも、現場へ行ってみました。話も伺いました。それから、いろいろな施設も回って実態も伺いましたけれども、例えば十年、二十年前と比べて、児童相談所の業務の中で、いわゆる不登校といひますか、学校

行っていないというふうな考えでおります。

へ行っていない子供たちの取り扱いというのは、私は随分変わってきているのじゃないかという気がいたします。これはいろいろな社会現象もあるのだからと思うのですが、一つは、その変遷といえますか、経緯といえますか、そこをしっかりと押さえておかないとこの議論が私は理解できないのかな、こういうように思っているのです。

大臣の方からは、本会議でもたしかあったと思いますが、不登校ということに理由に施設へ入れるということはありませんよ。私は、これは何度耳に入っているのではありませんが、その言葉を理解する意味でも、ぜひ時間をかけてでも御説明をいただきたいのは、児童福祉の世界、児童相談所あるいは児童の取り扱いをめぐってどういう議論がなされてきているのか。私は、恐らく、児童相談所で結果的に扱っている、これからまた児童相談所で相談を受けていかなければならない学校へ行っていない子供たちもいるのだからと思えますし、あるいはまた、不登校ということだけで児童相談所がタッチするのは適切でない、そういうケースもあるのだから、そういう認識が実は私自身にも欠けておりました、この議論というものをぜひ一回お聞きしてみたい、こんなふうに思っておりますが、厚生省の御見解をお伺いしたいと思います。

○横田政府委員 現在、児童相談所にさまざまな相談が持ち込まれておりますけれども、トータルとしては、平成七年度で三十一万二千件の相談がございました。このうち、不登校ということで分類されておりますのが一万六千六百件ということで、五・三％ということでございます。

私どもの児童福祉の分野におきましては、児童相談所、あるいは施設としての児童自立支援施設あるいは養護施設、情短施設、さまざまな施設がございまして、こういった児童相談所に相談が持ち込まれた場合、その児童の特性、家庭環境、交友・対人関係、さまざまな要素を総合的に勘案いたしまして、どういった福祉サービスを提供した

らその児童のために最善になるかという見地から児童相談所の方は対応しているというふうに考えております。

○榊原委員 私が聞きたかった御答弁はなかったのでありますが、以前は、いわゆる不登校という前に登校拒否という言葉もありましたね。学校へ行かない子供たち、児童を、いわゆる登校拒否というので安易に児童相談所が取り扱った時代というのがあるのじゃないか。その後、学校へ行かないというのは決して問題行動ではないと、いろいろな議論が出てきた。大別すると、私はこういうふうに理解しているのですが、そうはいっても、児童相談所で今も相談に、あるいは支援しなきゃならぬケースもあるだろうし、また、児童では適切でないようなケースもあるだろう、そういう流れが出てきた。しかし、そこは、児童相談所の現場も、この不登校という現象をきちんととらえられる学習といえますが、レベルアップといふことがなかなかなされていない部分もあって、私どものところにもたくさんお寄せいただいているいろいろな陳情の形になっているのではないかと気がしているわけでありまして。

そういう意味では、私は、今回の法改正の中で、児童相談所のレベルアップということが極めて大事だろうというふうに思っております。言葉もかえて言いますと、昔、怠学という言葉を児童相談所でよくあつたわけでありまして、私は極めて古い概念だと思いますが、そういう観点だけで不登校という児童をとらえていくということではなく、最近には神経症的ないろいろな事案もあるのだから、そこに対する相談窓口というのはいろいろな形でできているわけですから、そういう意味では、インテークの段階といえますが、児童相談所のあるべき姿としてしっかりレベルアップしていく必要があるのかな、こんなふうに私は思っているわけでありまして。

そこで、そんなことを前提に考えながら、この改正で、教護院を児童自立支援施設として新しく名前を変えて、機能も、対象児童も、従来の児童に

加えて、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」に拡大されているわけでありまして。

また私がわからないのは、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」というのは一体何だろうかとこの中で、参議院の議事録を見ますと、家庭における養育が適切に行われなかったために日常生活における基本的な生活習慣が身につけられていないとか、良好な対人関係を結ぶことが困難であるとか、将来に対する自立意欲を欠いているような児童を想定しているのだ、こういうことでございまして、これを見てもまたなかなかわからないわけでありまして。

ここに書いてあることは、私、理解できるので、かつかつ理解はできるのですが、これは単に、まさに大臣が何度か言っているように、不登校ということに理由にこの自立支援施設に入所させるということではないのだということだろうと思えます。まさに、児童福祉の世界でかわらなければいけないジャンルとして、学校へ行っていない子供たちもこういう要素が入ってくる可能性もあるけれども、ということだろうと私は理解をしているのであります。

それで、もう一つわからないのは、この教護院を児童自立支援施設にする、対象を生活指導を要する子供たち、そこまで広げるといふことですね。それと従来の養護施設、この養護施設も今回名前を変えられるようなんですが、この養護施設と自立支援施設、今までの教護院が機能が広がるということですが、ともに新しい形になった場合、この従来の養護施設と教護院の対象児童というのとはどう違うのかというのが私またわからないのであります。そのところをちょっと御説明いただけますか。

○横田政府委員 御指摘いただきましたように、不登校児というもののについての考え方というのは、この長い時期の間でかなり変わってきているのではないかと私も存じます。そういう意味におきまして、私も、その不登校児ということをも十

把一からげにして議論して考えるつもりは全くないということをお願いいたします。

不登校というのは、そのものを現象的にとらえれば、学校に行っていないか、行っていないかという違いによる区別でございまして、この問題について、直接には文部省の文教行政の分野に属することではないかと、私も、この問題だけ取り上げれば考えているところでございます。

それから、児童自立支援施設の対象児童を新しく拡大することについてのお尋ねがございまして。

これは、説明として、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」ということで、先ほど御指摘いただきました説明をしているわけですが、それだけでは大変わかりにくいという御批判もいただいているところでございまして。

これにつきまして、私も、今回の児童自立支援施設というものを、名称、機能を見直すということといたしております。背景を少し申し上げさせていただきます。

この児童というものを二分いたしまして、非行児あるいは健全児童というふうなことで考えるのではなくて、現在、非常に問題が複雑多様化してきております。この二分方法だけではなかなか対応できない。不登校につきましてもそうかと存じます。非常に中間的な領域と申しますかグレーゾーンと申しますか、そういう幅がかなり広がってきているのではないかとこの中でございまして、私も、この従来の教護院改め児童自立支援施設の生活指導等を対象とする児童を考えた場合におきましても、単に施設に入所してこれを生活指導するというようなことだけでなく、今回、地域に出ていくという考えに立ちまして、通所機能あるいは退所後のアフターケアも含めまして、機能そのものをかなり地域に拡大するという考え方に立っているわけでありまして。その上に立って、自立支援ということで自立支援施設へ名称を変更もしているというところでございまして。

また、児童の態様が非常に家庭環境も含め複雑化しているという点に対応しまして、従来の二分的な発想による生活指導なり保護ではなくて、その灰色部分につきましても、この機能を用いて支援することがその児童の最善の利益になるというふうな児童につきましては、この施設の手立てというサービスを利用していただくという考えに立ちまして、拡大も行っているという点でございます。

例えば、非行までは、あるいは非行のおそれまではいいない方に、義務教育を終了いたしました就職したけれども、家庭環境等に起因する学力不足、あるいは対人関係等うまくいかないというところで仕事も長続きせず、改めて、仕事もやめてどうしたらいいか出直しが必要になっている、生活指導を含めた出直しが必要になっている児童もおります。こういった方は、非行まではやっていないわけでありましても、例えば今度の児童自立支援施設に入っていただけますれば、その人の保護の態様に応じた自立支援の指導ができるだけの知識、経験、ノウハウをこの施設は持っているのではないかと、私どもも考えているわけでありまします。

それから、親が長期にわたりまして児童、育児を放棄してしまっているという点で、日常的な最小限のしつけもできていないという点で、適応もできないような児童の方がおります。こういった方につきましても、この児童自立支援施設の機能を活用いただければ、ある程度役に立てていただけるのではないかと、思っております。

先生お尋ねになりました、養護施設との違いはどこにあるかということに、来るわけでございますが、ちよつと長くなって大変恐縮でございますけれども、この児童自立支援施設の本来の機能は、そういった家庭環境その他の理由によりまして生活指導等を要する、その児童の態様に応じて生活指導を行うというところでございます。

養護施設の方は、これと違ひまして、児童を養

護する、一般的な養育、保護ということで、家庭養育の代替機能というふうなことでございまして、それに対応した職員配置なり処遇体系になっているわけでありまします。

ただ、今回、児童自立支援施設の対象に先ほど申し上げましたような児童が加わったことによりまして、児童によりましては、どちらに入った方が適切なのかという判断を要する児童も出てくるかと思っております。これにつきましては、児童相談所が、専門家がそろっておりますので、そこで、その児童の状況、家庭の状況等を総合的に勘案し、かつ、児童福祉審議会の特別部会等にも諮って、いろいろな方に御判断をいただいた上で、適切な処遇を行えるような施設を選んでいただくということを考えているわけでありまします。

(佐藤(副)委員長代理退席、委員長着席)
○樹屋委員 長い御説明をありがとうございました。大分理解できたように思いますが、なかなか理解もできない。一つわかったことは、グレイゾーンがあつて、そこへいろいろその自立支援のシステムを入れていこう、こういう努力かな、児童福祉施設の体系化ということでは今までもその点は議論されてきたことではありますから、そういう方向なのかなと思つておるのですが。

しかし、そうはいないながら、やはり今までの教護院というのが余りにもカラーが強いわけでありましますから、あの教護院へ入れられるのかという、この思いというのはあると思うのです。

そういう意味では、現場ではどういふ声があるかという点、いやいや、教護院じゃなくて、本当に自立支援が必要ならば養護でやってくれ、養護の方がソフトでいい、こういう声もあるわけでありまします。これはまさに、今までの経緯の中から施設概念を現場の方も持つておられるからそうなるのだらうと思うのでありますが、新しい体系の中で、教護院から自立支援施設ですか、これはよっぽどのCIをしないと簡単にはなかなか認知いただけないのではないかと。

半分以下、四〇%をもう割っているかもしれない半分、数が少ないから、特にほとんど県立だから、必置義務でしているのだから、これはつづすわけにはいかぬから、何か入れる子はいないかというのでちよつと名前を変えてやる、こういうイメージでとられてはならないだろうというふうに思つておりまして、今までの審議会の経緯等も踏まえて、私は本当にいい自立支援施設にしたいだきたい。

そのためには、やはりこれから協議されます最低基準ですね。自立支援施設にされるということであれば、どういふうちに中がかわってくるのか、専門スタッフあたりがどういふふうに配置になるのかというところは、今までの教護の歴史からいってもなかなか難しい問題があるだろう、私はこのように思つておるのですが、最低基準はどうされるのですか。いつぐらいまでにどのようにという観点で最低基準の検討をされるのか、お伺いしたいと思ひます。

○横田政府委員 今回の教護院の改正におきましては、この教護院、非常にマイナスイメージという点で一般のにとられておるのは私も大変残念でございますけれども、現実にはいろいろなところで適応ができなかった児童に対して、その一人一人の特性に応じて個々別々の処遇を行えるような非常にすぐれた知識、ノウハウを持つておる施設だと思つております。そういった特性なり実績を生かして新たに生活指導等を要する児童にもお役に立ちたいということでございまして、単に教護院の入所率が現在全国的に見て四〇%、低いところはもっと低いところもあるわけでありまします、その生き残りのためというふうには考えていないわけでありまします。

その機能自身については、一つは、嫌われないたという点、敬遠されてきた原因といたしまして、正規の学校教育が受けられないという点もあつたわけでありまします。この点につきましては、今度、この入所児童に学校教育を導入するという改正を行つております。また、従来は入所施設というこ

とで閉鎖的なイメージが強かつたわけでありましても、これに通所的な機能もつけ加える。また、単に入所者の保護、指導だけではなくて、退所した後もそのアフターケアをするというふうな機能強化を行うというふうなことを考えているわけでございます。

そうした上に立ちまして、職員配置等を含めた施設の最低基準のあり方につきましても見直しをしていくことが必要であると考へておりまして、私も、今後、児童福祉審議会の方の御議論もいただきながら、来年度予算に向けて検討してまいりたいと思ひております。

○樹屋委員 今回の答弁でははっきりしないのですが、最低基準の見直しというのは審議会の中でちゃんとやって、いつまでにどうするというのは決まつておるのですか。

○横田政府委員 この御提案をさせていただいております改正法の施行が来年度の四月一日でございまして、それまでにどうするかということ、私ども、来年度予算編成を念頭に置きながら検討してまいりたいと思ひております。

○樹屋委員 五分前になりました、もう少し教護院と養護施設の具体的な内容について議論をしたのでありますが、時間がなくなりました。

それで、もう一点、先ほど児童相談所のレベルアップ、それから児童相談所の判定ということで話がありましたけれども、今回は審議会の意見を新たに求めるということでありまします。

具体的に、判定会議なり措置会議の流れの中で難しい子供の対応を検討しているわけでありまして、審議会が出す意見の法的な性格、端的に、児童相談所の判定結果、児童相談所の決定と意見が食い違つた場合、この子はこうした方がいい、こういうふうな児童相談所はしたいと思つても審議会の意見が違つて、こういう場合はどういふ扱いになるのか、今の意見の性格を教へていただきたい。それから、「一定の場合」という項目が入つておりますけれども、この「一定の場合」というのはどういふ場合なのか、御説明いただきたいと思ひま

す。

○横田政府委員 児童相談所が処遇を決定する場合におきまして、入所措置を決定するの、あるいは指導に導くのか、判定に迷うようなこともございまして、果たして親権を分離すべきなのかどうか、なかなか判断がつかないような場合も出てきようかと思ひます。

そういった場合におきまして、私も、児童相談所のそういった判断をバックアップするという意味において、都道府県の児童福祉審議会の中に専門家を構成員とする特別部会というものを設けていただきまして、そこで医師、法律家、施設関係者等を交えて御議論いただいて、適切な判断をしていただきたいという趣旨であります。基本的な決定権自体は児童相談所にあるわけでありまして、私も、そういったバックアップ機関としてこの審議会の意見というものは十分尊重される必要があるのではないかと思ひております。

それから、意見を聞く場合の一定の要件でございまして、これにつきましては、基本的には、施設入所措置をとる場合あるいは児童福祉司による指導等、行政処分を行う場合を想定いたしてありますけれども、相談件数等あるいは審議の実効性、効率性ということも考えなくてはなりませんので、実施に当たりましては、各都道府県の意見を十分聞きまして具体化を図ってまいりたいと考えております。

○樹屋委員 本日に児童相談所に持ち込まれていくケースというのは、先ほど不登校の問題の取り扱いをめぐる信頼関係がないという話もいたしましたが、これは、実は児童相談所の現場というのは大変な思いをして、さらに、親権剥奪というような重たい言葉を背にしながら動いているわけでありまして、

今お話を聞きますと、施設入所を伴う場合は審議会の意見を聞かなければならぬ、こういう仕組みになるわけでありまして、私はやはり、迅速な処遇という観点で、あるいはまた判断が違つて

果が出る場合というのは、最終的には児童相談所の所長の決定というものはそれなりに意味があるのだから、それがぐらぐらするようではいけないのではないかと思ひております。もちろん、その審議会の意見を尊重しながらということが十分現場で、いわゆる児童相談所の機能の強化につながる形で運営されるように、しっかりと現場とよく相談をしていただいて、実施に向かつて御検討いただきたいと思ひます。

時間が終了になりましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○町村委員 瀬古由起子さん。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。まず第一に、子どもの権利条約に関連して質問させていただきます。

子どもの権利条約は、一九八九年、国連総会で全会一致で採択されて、日本は一九九四年の四月に百五十八番目に批准をいたしました。この第四条では、「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる」となっております。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、日本も批准国となつて既に三年になっております。この間、政府、厚生省は、立法措置と行政措置をどのように講じてきましたか。

○横田政府委員 児童福祉法におきましては、児童福祉の理念として、児童は心身ともに健やかに育成されるべきこと、児童は生活を保障され、愛護されるべきことというような規定がございまして、私も、児童の権利条約が平成六年に締結された際、政府部内におきまして種々検討を加えたいわけでございますけれども、同条約の趣旨につきましても確保されているという整理が行われたところでございます。

厚生省自体といたしましては、この児童福祉法の理念に沿ひまして、保護を要する児童に対する

施設サービス等の提供、保育に欠ける児童に対する保育サービスの提供、さまざまな母子保健サービスの実施、児童館の整備等による健全育成対策の推進、児童手当等の給付を行うこと等によりまして、児童福祉の増進を図つてきたところでございます。

今回の福祉法の改正におきましても、施設入所に際しまして、児童の立場が尊重される仕組みの導入、あるいは権利条約の趣旨の具体化を図る観点から、さまざまな規定を盛り込んでいくところでございまして、今後とも、こういった趣旨を尊重しながら、適切な制度運用を図つてまいりたいと考えているところでございます。

○瀬古委員 私自身も、この児童福祉法の果たしてきた役割については認めているつもりなんですけれども、要するに、この権利条約が批准されて、全面的にもう一度見直しをみる、このことが大変大事だと私は思ひます。

世界では、国連のもとに、子どもの権利に関する委員会が設置されて、そして今、国連のこの委員会には各政府からの報告が出されております。その中で、新たな、子供の基本的な法律を制定した国だとか、子供の権利に関する規定を国内法に盛り込んだ国ですとか、また、省レベルの実施機関を設置した国、子供局とか子供省とか、こういうものをつくったところもあります。それから、実施を監視する機関、こういうものをつくったところもありません。北欧などでは、例えばスウェーデンやノルウェーなどでは、七〇年代、八〇年代に、親と子の間でも体罰や暴力を禁止する、こういう法律もつくられております。

そこで、日本では外務省が実は「児童の権利に関する条約の説明書」というものを出しているわけですから、この条約の実施のための国内措置として、一つは、この子どもの権利条約の実施のための「新たな国内立法措置を必要としない」とそれから二番目には、なお、「この条約を実施するためには」、「予算措置は不要である」とわざわざ、やることないと言つて明らかにしている。世界の流れ

からいっても、大変恥ずかしいというふうに私は思ひます。

皆さんのお手元に、委員長にもお願いをいたしましてお配りさせていただいておりますパンフレットは、これは三重県の、児童、保護者用につくった、この権利条約についてのパンフレットでございます。けれども三重県は、小学校低学年、高学年用、中学生、高校生用、こういう形で一人一人に配つて周知している。こういう取り組みも行われております。

こういう国内での取り組み、そして世界での取り組み、こういう努力に学んで、子どもの権利条約の趣旨が生かされるように、今後、法的にも行政的にもきちんと整備をすべきだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○横田政府委員 私も、今申し上げましたように、今回の児童福祉法の改正におきましても、この条約の趣旨を踏まえまして、種々のところに具体的な規定を盛り込み、その具体化を図つていくところでございます。今後の制度運営におきましても、こういった権利条約の趣旨も十分踏まえながら、適切な運営を図つてまいりたいというふうに考えております。

○瀬古委員 では、具体的に保育についてお聞きしたいと思ひます。

児童福祉法は五十年ぶりの改正で、批准後初めての改正という形になります。実際には、この権利条約に言う、子供の権利を主体とする理念、子供に最善の利益をなすという理念も明記されていなく、こういう改正になつております。

あなた方が、今お話ししましたように、今回の改正に当たつて権利条約の趣旨を反映させたとして、例えば保育所については、保護者が希望する保育所を選択できるような仕組みにした、このように言つておられます。

今、児童福祉法二十四条では、

保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない。ただし、付近に保育

所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならないとしております。これは措置制度の重要な柱なんです。

権利条約の三条の二項には、「締約国は」、「児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。」このように書かれています。これは児童福祉法の精神に合致していると私は思います。

同時に、この権利条約の三条の一項には、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては」、「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」こういうふうにあります。いわゆる措置をする場合に児童に最善の利益が必要だ、このように言っているわけですね。

では、具体的にお聞きしますけれども、今、乳児保育を受けられない子供や延長保育が受けられない子供、待機児童がどんどんふえている状況があります。厚生省の一番新しい資料で、昨年の十月でも四万八千人を超えている、このように報告されていますけれども、これは児童福祉法第二十四条の精神からいってもあつてはならないことなんです。

そこで、質問をいたしますけれども、今回、措置制度を外すことで、このようなあつてはならない待機児童は一体なくなっていくのでしょうか。措置制度がなくなったら、国や市町村の責任が一定免除される、後退するということがあつて、さらに待機児童がふえるということにはなりませんか、いかがでしょう。

○横田政府委員 現在の保育所の入所の仕組みにつきましても、措置という行政処分によって入所させるということでございまして、これは、入所の権利でなくて、措置という行政処分の反射的利益であるというふうに解されているわけでありまして、これを、今回の改正によって、申し込みがあつた場合には保育サービスを提供しなくてはならないというところで、市町村の方に保育サービスの提

供義務を課しております。権利性という点につきましては、従来よりも市町村の責任ははるかに強くなったのではないかと私も考えております。選択権が利用者の方にできるという点におきましても、児童の利益の観点から改善というふうな考えているところでございます。

それから、待機児童の問題でございますが、これは、全国的には八三%の入所率ということで、三十万人ほどのあきがございます。ただ、地域によりまして、低年齢児におきまして、御指摘のような待機児が存在するわけでありまして、ただ、東京都を見ますと、これが一万人ぐらいいますが、この状況を見ても、供給過剰であります。ただ、現実には、この過剰を見るためには、さらに細分化いたしまして、市区町村のレベルにまでおいて、果たしてどうなのか、私ども、十分精査をする必要があると思っております。

こういった改正が今回行われますと、市町村の保育サービス提供義務というのが強まりますので、入所を待っている待機児童の解消についても大いに効果が期待できるのではないかと、このように考えているところでございます。

○瀬古委員 この児童福祉法には、権利性というものがないのでしょうか。あなたが先ほど読まれた児童福祉法の精神、理念の中にきちんとその権利性があります。そういう点では、その立場からきちんと今回の保育の措置制度については私は考えていただきたいと思うのです。

今言われましたように、一方で八三%の入所率。あなた、ミスマッチと言われましたけれども、現状はどうかということなんです。選択しようとしても、乳児だとか延長だとか一時保育だとか障害児保育、こういう形で、実際に入りたい園が、定員がいっぱいで入れないとか、そういう体制ができていないという実態があるわけですね。入りたい保育園に入れられない、選択したくてもできないという状況があるわけです。ですから、あなたた

ちの言うミスマッチをどうやってなくすか。もつと効率的に入れるのだ、こういうふうになりますと、結局、あいてるところにいろいろな形で、先ほどお話ししたね、途中で入れるとか定員をうんとふやしてその中に詰め込む、こういう形でやると、本当にこの保育園に入りたいたいのだったって、逆に選択ができないというふうになります。

○横田政府委員 東京都等の事例を見ますと、定員につきましては倍ぐらい上回っている、一万の待機者に対して二万のあきがある。なぜこういうことが生じるのかというのは、先ほど申し上げましたように、地域ごとに見ていく必要があると思っております。私どもが伺っておりますのは、人員の配置なり施設の設備につきまして十分でありまして、年齢別の定員というものを設定しているとか、いろいろな理由によりまして、入りたくても入れない状況が生じているわけでありまして。

今ある施設というものをできる限り有効に活用していただく、また、そのためにはどうしたらいいのか、個々の地域の事情ごとによく精査いたしまして、私ども、この問題について取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

○瀬古委員 子供にとっても親にとっても、選択するというのは、どこへ入れてもいいというものではないのです。この権利条約に言う子供の最善の利益、子供の発達に應じた形の保育園に入りたい、そういう声があるわけです。また同時に、保育園にしても、自分の身近なところで、子供たちが生活を日常している場所の保育園に入りたいという問題があるわけです。あちらの遠いところであいてはいるからあそこへ入れればいい、こういうものではないわけですね。国や市町村がきちんと子供を保育しなきゃならない、保育に欠ける子供についてはちゃんと責任を持つ、それは、今の措置制度をもっと充実させる、そういう方向でやれば、もつというところ、希望するところ、それで乳児保育をやる、それから保育時間も、お

母さんたちが働いている時間帯に合わせて、措置制度の中で延長していくということだ、って考えられるわけですね。そういう措置制度を充実させるという方向でやれば、子供の最善の利益を保障するという形で、選択できる保育園というのは可能じゃないですか。いかがでしょう。

○横田政府委員 措置制度というのは、あくまでも市町村が行政処分によって児童を入所させるという仕組みでございますので、現実には希望をとっている場合が多いかと思えますけれども、希望しているところに入れない、兄弟が違ったところに措置された、あるいは年度途中で措置がええされたというふうな話も聞くわけでありまして、私ども、今度、利用方式に変えることによりまして、少なくとも、自分が申し込むことができる、選択することができるといふ自由が与えられるわけでありまして、そのことを通じまして、各保育所の方から見ますと、これは逆に選ばれたいということになるわけでありまして、ニーズに適切した努力を促されるということになるわけでありまして、で、私ども、結果といたしまして、より効率的で質の高い保育サービスが柔軟に提供されるようなシステムになるのではないかと考えております。

○瀬古委員 別に措置制度をわざわざ外さなくても、措置制度の中で充実させるということも十分可能なんです。

今の段階で親のニーズに應じた形で保育園を愛するということはどういうことか、このことについて質問したいと思うのですけれども、まず、今の保育園の措置制度の重要な柱に最低基準というのがあります。これは、都市部であろうと都部であろうと、公立であろうと民間であろうと、保育所が全国で一定の水準、大変低いとは思っているのですけれども、これを保ってきた、そういう基準があるわけですね。

例えば、職員配置基準はどうなっているかという、零歳児から二歳児は、子供六人に対して保育一人、三歳児は二十対一、四、五歳児は三十対一、こういう割合になっている。これは外国から

比べて大変低い水準です。アメリカでは、零歳児は二対一、三歳児は五対一、四、五歳児は七対一、イギリスでは、零歳児が三対一、二歳児は四対一、三歳以上で八対一、こういうふうになっています。こういう人の配置が大変ひどい状態のまま放置されている。

それから、延長保育の問題についても、八時間分の措置費の中には実質十時間の保育ができる分の費用が含まれているという通達が出ている。それで、十時間を超す午後七時までの保育部分にはわずかの補助金しか出さない。こういう実態が実はこの最低基準をめぐってございます。

そこで、今、市町村が大変苦勞しているのは、しかし現状に合わないものだから、保育さんをお願いに配置しているとか、また、保育時間を親の要望に合わせてやるためにかなり持ち出しが多くなっている。そういう意味で、私の活動している地域ですけれども、名古屋などでは、国の保育費用の算定額百九十五億円ですが、実際には三百三十三億円かかっている。市の持ち出しが百三十八億円にもなっているわけですね。こういう実態がございいます。

最低基準をうんと引き上げるというのは、厚生省に責任があると私は思うのです。

実際には、児童福祉施設の最低基準の厚生省令を見てみますと、第二条では、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の手導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

と書かれております。

第三条には、「厚生大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」このように言われています。

りませんか。厚生大臣、いかがでしょうか。

○横田政府委員 最低基準の話でございますが、諸外国との比較についての御指摘がございました。これは各国によつてさまざまございまして、御指摘のように日本より多いところもあるわけでございますが、その内容を見ますと、これは、必ずしも我が国のように保育という資格者だけでなく、非常勤あるいは無資格者等もかなり含めた数というふうになっております。一概に保育の質というものを人数だけで比較できないのではないかと考えております。

また、我が国におきましても、最低基準ということで、設備、人員配置を省令等で決めているわけでありまして、補助制度といたしまして、各種延長保育あるいは乳児保育を一生懸命行っているような保育所につきましては、保育を加配するというような形での事業をやっているわけでございます。両方相まって必要な水準を確保できているのではないかと考えております。

今回の改正に伴いまして、各保育所が創意工夫をしやすということ、地域の実情に応じたまざまな弾力化が可能となる措置を検討してまいりたいということを申し上げたところでありますけれども、その際に、これは弾力化すれば必ずサービスの低下を招くというふうなことではないのではないかと私も考えているところでございます。

基本的には、そういった施設が創意工夫を図ることによりまして一人当たりのいわばサービスの度を上げていただく、企業ベースの話でございますと、生産性を向上していただくという努力によつて効率的で質のよい保育サービスを提供していただくということが必要ではないかと考えております。

○瀬古委員 保育園というのは人間を育てるところでしよう。物をつくるところじゃないのですよ。生産性を向上するなんてんでもない話ですね。保育のサービスというのは大半が人件費、これ

がかかるわけですね。あなたは創意工夫と言われたいけれども、今の最低基準のひどい状態の中で創意工夫するというのは、どうなるのか。実際には人件費をもっと低く下げろ、それとも保育サービスの低下をさせるか、こういう問題になるでしょう。それ以外に、ほかに方法がありますか。どうやって創意工夫があるのか、明らかにしてくださいます。それでどうして保育サービスが向上するので

か。○横田政府委員 例えば保育所の開所時間につきましては、現在、朝の七時から六時までというところで一律に決めているわけでありまして、これを各施設において自由に設定できるようにするということも一つの弾力化だと思っております。今のこの全国一律ということによりまして、例えば漁村地域等の場合においては、早朝から午後の方はそう遅くなくてもいいというふうなニーズのあるところもあると思ひますし、またサービス業等におきましては、朝はゆっくりでもいから夜は少し遅目という保育ニーズが多いところもあるわけでありまして、地域のそういった保育ニーズの状況に応じて施設が自由に設定されるようになるということでもあります。これは明らかに利用者の利便に資するものというふう

に私も考えているところでございます。○瀬古委員 それぞれ地域では、市町村は、子供の状況や親の状況を見て、一定、弾力的にやっているわけですね。そのためにたくさん超過負担を抱えているわけですね。むしろ硬直的なのは、その間の時間しか出さないという厚生省の基準そのものが硬直化しているのだというふうに私は思うのです。

それで、先ほど、私ももう聞き捨てならぬというふうに思っているのですが、厚生大臣、公立は身を引いた方がサービスは向上するなんて言われました。子供を育てるという保育の現場、措置費の大半が人件費、今こういう中で、多くの人がこうやって苦勞して、子供の保育に欠ける状況、これを何とか保護する、そして保育を

するたの努力がされているわけですよ。そういう意味では、民間でやれということになりますと、結局、人件費や保育のサービスそのものは、それは見た目にはわからないということがあるかもしれないけれども、中身の上ではやっぱり後退するということも考えられるんじゃないですか。いかがでしょうか、厚生大臣。

○小泉国務大臣 その点は、共産党と自民党の私とは根本的に違ふところですね。民間人でできることは民間に任せたい。役人じゃなきゃ公共的な仕事はできないというのは、これは共産主義的な考え方であつて、私は断じてとるところではない。

基本的に、民間でも公共的な仕事ができるのだ。民間人でも、かつては役所しかできない、役人しかできない仕事を今とんとんやっています。民間企業でやることは公共的な仕事ではないかというところ、とんでもない。これから私は、民間人でも、本来公共的な仕事をやりたいという人はとんとんやってもらいたい。保育にしても教育にしても、本来、役人がやるよりも、教育に情熱を持っている、保育に情熱を持っている民間人によってもらってサービス競争をしてみよう。そうしたら、別に役人がやる必要はないのです。公費を投入して、もう民間にやってもらえばいいのです。民間人がやるから公費を投入しないかというところ、とんでもない。私立大学だって私立学校だって、国費や公費は投入しています。

本来、情熱のある人が、役人だったら何年かやっただけで終わる。そういうものじゃない、一生涯私は保育の事業にかかわりますよという民間人の経営にある保育園が、自分の保育所はこういうサービスをやっていますと利用者情報を開示してもらって、それを利用者が選択できる、それに対しては必要な費用は公費で投入しますよとやってやっただけで終わるかにサービス競争が始まると私は思ひます。

○瀬古委員 私は、全部公立でやりなさいと言っているわけじゃないのです。公立でやろうと民間

でやろつと、保育所というものは人間を育てる場所でしょう。それは人件費というものがかるわけですよ。措置費の中に人件費がそれなりに占めているわけです。そういう中でやる場合に、今の水準が大変低いということで市町村が困っている。もつと上げてもらいたいと言っている。ぐんと基準を引き上げた上で子どもの特利条約に言う最善の利益を保障していく、うんと基準を引き上げていくということが本当に今求められているのだということなんです。

民間人でももちろん熱心にやられる方はあるでしょう。しかし、では今公立で不熱心かということ、そうじゃないですよ。一生懸命やっていたって、今の水準では限界があると言っているのです。そこをうんと引き上げた上で、きちんと市町村、国が公的な保育について責任を持っていくということが今大事なのではないかということなんです。いかがですか。

○小泉國務大臣 同じ費用の中で公立と民間とどちらがいいか。それは別に、時間においても、規制を緩和すれば、公立だったならば、同じ時間内でやりなさい、民間だったら、時間の制限を取っ払ってくればもっと自由によりますということも出てくるでしょう。同じ費用でどっちが利用者から喜ばれるかというのは、私は、公立、民間間わなない、せひともサービス競争をやってもらいたい。公立が全部だめとは言っていない。民間のい

いところは、いろいろな創意工夫を発揮して、余りあせいこうせいと言わないうで少しは自主性を発揮させてくれと言う民間人もたくさんいるわけでありまう。余りにも、公費を投入する、役所がやるのだからと規制をし過ぎるとサービス競争の発揮する範囲も少なくなってくる。その調和だと思ひます。自主裁量権と、必要な規制はする、その調和をどこに置かうかということがこれから大事じゃないかと。

○瀬古委員 公立だつて、自主性を発揮するといふことは可能なんですよ。民間人なら特別に自主性を発揮するなどという根拠があるのですか。

先ほど私が言いましたように、子供を育てる場合には、措置費というのは人件費が大半を占めているのですよ。その中で、創意工夫をやって、民間人ならもっといろいろなことができると。どういう工夫ができるのですか。結果としては人件費を減らすということでしょう。保育サービスを下げるといふことじゃないですか。もっといい知恵があるのですか。

○小泉國務大臣　私は、ただ金をかければいいというものじゃない、公立をふやせばいいというものじゃないということを言っているのです。現実には、同じ金、同じ人でやっているながら、ある場合によつては公立の保育園より民間の保育園の方が喜ばれるという場合もあるのですよ。また、逆の場合もあるでしょう。限られた金の中でどうやってサービス競争をするか、利用者に喜ばれるかというのは、これから保育所としても大事な視点ではないでしょうか。

○瀬古委員 もともとものと水準を上げてほしいというのが声ですから、限られた低水準のところでもやろうとして、そして、結果としては子供の保育サービスや人件費にしわ寄せする、これが流れだというふうにいるのですよ。実際には、公立でも民間でも、人件費についてはきちんと同じ水準の保障をしている自治体もあるわけですね。それはやはり、保育所という、人間を育てる場所だからこそなんです。そこを、何とか競争させて生産性を競うような、私は全く発想が現状に合っていないと思うのです。

時間がないので次に進みたいと思うのです。例えば保育料の問題なんですけれども、国民生活白書の中では、今、子供を産みたくてもためらう原因として、子育ての費用が大きい、それから、育児する施設、制度が不十分、こういうのが出てきております。参議院の参考人質疑の中でも、実際には保育料が高過ぎて退所したという人たちがどんどん出てきているというお話もございました。

て、六二年度は三五・二％だったのですが、七二年度は三七・六％、八二年は五一・一％と、父母負担がどんどんふえてきております。私は、父母負担の保育料というのはもう限界に来ているというふうに思っています。

今日 経済的な能力に応じて費用徴収が行われる、これが措置制度なんですけれども、今回、制度改正、改定によって、保育所が措置施設から利用施設になる、そうすると利用者負担の原則という仕組みに変わってしまうのではないですか。いかがでしょう。

○横田政府委員 今回の改正によりまして、利用契約方式になるわけですが、その費用負担につきましては、従来と同様、保育に係る費用から徴収金を引きまして、残りを国庫で、公費で負担することにしておりますけれども、その公費の負担割合はおおむね二分の一ということで、この割合を維持したいと考えております。そういう意味におきまして、従前と同様というふうに考えております。

○瀬古委員 要するに、今のこの保育料ではもう本当に高くて、何とか国はもっと保育料を引き下げる努力をしてほしい、援助をしてほしい、このような声が生まれてきています。これは、以前、国庫負担が八割だったのを五割にしてきたという経過もあります。国は、きちんと保育について責任を持つという意味でも、こうした保育料の軽減措置、このことをもっと考えるべきだというふうに思ふのです。

その点で、今日、先ほど言いましたように、能力に応じて費用徴収することから、今回は利用者負担という原則の仕組みに変わっていくのではないかという心配があるわけですが、その点、もう一度伺います。

○横田政府委員 今申し上げましたように、費用負担につきましては、保育サービスに要する総コストの半分程度を国、県、市町村等で負担する方式につきましては、今後とも維持したいというふうに考えております。

○瀬古委員　もう時間がございませんで終わりますが、本当に子供たちに最善の利益をという立場で、ぜひこの児童福祉法の改定に当たっては見直しを求めて、質問を終わります。

　　ありがとうございました。

○町村委員長 中川智子さん。
○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

児童福祉法がこの世に誕生したのはちょうど私が生まれた年でした。そして、こんなおばさんになって、五十年目の初めての改正ということでは、私は、この児童福祉法が本当に今回の改正によってもっともっと充実し、喜ばれるものになっていくために、そのような思いを込めまして、まず最初に大臣に伺いたいと思います。

午前中の審議の中でも少子化のことをおっしゃっていましたし、また、その中で、厚生省だけではだめなんだ、政府全体で、国を挙げてこの少子化の問題については取り組んでいかなければいけないとおっしゃったのですが、本当にそのとおりだと思います。

私は、まず国会で戀愛をテーマにした討論会をやることから始めるのが一番いいのではないかなんて思っておりますけれども、子供が産みづらい前に、結婚もしたくないという人がふえておりますし、そして、結婚しても子供は要らないという人がふえています。それは、おのおのの考えがあつていいのですけれども、私は、産みたいけれども産めないというこの状況をまず認識すべきだと思います。

私は子供を二人産んだ経験がございまして、もう大きいのですけれども、最初は五人ぐらい欲しかったです。でも、二人にしておいてよかったなとつくづく思うのです。どうしてかと申しますと、本当にお金がかかります。もう大変です、子供は。と思つて、そういうふうな声がわつと世間に出回りますと、それじゃ、二人で大変なら一人にしておこうかというふうになりますね。そうしたら、やつと一人産んだけれども、一人でも大変そうだ

から産むのやめておこうかと。

そういうふうなことの根拠には、やはり育てにくい、そして子供にとって本当に幸せな環境なのか、この世に生まれてよかったと子供が思えるような今の日本というのがあるのか。そこから討論していかなければ、少子化の問題というのは解決できないと思います。

子供たちに聞きますと、本当に夢が持てない、人生に夢が持てない、大人たちは何だか暗い顔をして毎日毎日大変そうだと。ですから、まず大人が明るい顔をして生きていくのが一番かなとも思ったり、いろいろなことを思っ、この児童福祉法の中身を読み直しました。

きょうは、学童保育についてまず質問をさせていただきます。

私は、子供を育てている、小学校に行っている最中に、我が子は学童保育には行っていなかったのですけれども、学童保育の子供たちがどんなふう放課後を過ごしているかということに関心がありましたので、何度か部屋をのぞきに行きました。そこでは、学校の空き教室を使っています、家庭科準備室というところで、畳が敷いてあるのですけれども、怒もない、二十畳ぐらいのところで五十人ぐらゐの子供が詰め込まれ、宿題もできないのです。机が置けない、子供が居るだけで精いっぱいなのです、机が置けないから宿題ができない。ですから、みんな廊下で座って宿題をやっていたり、そういう状況でした。その中で、子供たちが毎日暮らす場所がこんなところだったら本当に悲しいと思ひまして、PTAで問題にして、学校の校庭の隅に施設をつくる運動をし、それが実現して大層うれしかったことが記憶に物すごく刻まれています。

今回の神戸でも、民間で、自分たちの力で、お父さんやお母さんが運営していたところは、ぼろアパートが多かったの、ほとんど全壊しました。そして全壊した後、また新たにお金を出し合っアパートを借りていくという、そのような状況があつて、自治体によって全く今違っています。

ですから、この児童福祉法で初めて学童保育が法制化され、レベルアップして、子供たちが放課後、夏休みも冬休みも、先生たちの安定した身分が保障され、子供たちにもそれによって喜ばれる環境整備がスタートしていくということを、私はとても期待しております。

その上での質問なんですが、この学童保育の充実に対して、このたび法案に盛り込まれたその姿勢と、大臣の、少子化に対する私の一番最初の発言に対する御感想などを伺いたいと思います。学童保育は後で質問しますので、最初は大臣にちょっと全般的なところでお願いします。

○小泉国務大臣 子育てしやすい環境というのは、本当に難しいと思います。

もつと日本が貧しかったころ、今よりも子育てしやすい環境だったかという、そうじゃないのです。戦争時代、戦前、今よりもはるかに貧しく環境は悪かったにもかかわらず、あのころは大変子供が多い。四人、五人は当たり前。今、当時から比べれば豊かになった。子供も大事にされている。にもかかわらず、少子化の傾向になっている。だからこそ、この少子化の問題というのは、原因は

一様ではない、非常に難しい問題をはらんでいる。生活水準を向上させよう、むしろ生活水準が向上している国の方が子供は少なく、どちらかというと発展途上国の方が子供は多い。だからこそ、この少子化の問題というのはいろいろな理由があると思ひますので、今後、各方面の意見を聞きながら、どうやったら子を産みやすい、子育てしやすいような環境をつくるかということが大事であります。

また、時代が変わるにつれて、考え方も変わってまいります。お子さんが多いときは、男性も女性も、女の仕事は家事、育児だということについて疑問を持たなかったのじゃないでしょうか、女性自身も、家事、育児は当たり前だ。ところが、今はともないです。女の仕事は家事、育児なんて言ったら、ともない、怒られちゃう。むしろ、男も女も家事、育児に共同して参加するとい

う時代になってきた。

保育に欠ける児童だけでなく、今の保育の問題も、むしろ、就学前のことが保育所じゃなくて、就学した後、小学校に入ってから、児童の健全育成をどうしようかという問題も出てきますから、もういろいろな問題は変わっていきま、解決しなければならぬ課題は山積しているわけですが、これから子育てしやすい環境といふと、今や夫婦で仕事と家庭を両立させようというの、当たり前前の環境になってまいりましたから、若い方々が結婚して仕事を持って、そしてお子さんを自分で世話できなくても、それは社会でどうやって支えていこうかということで、保育所の充実策をこれから考えなきゃならないわけでありまして、私としては、この問題については、できるだけ仕事と両立を図れるような社会の支援体制をどうやっていくか。保育所だけじゃありません。お子さんを持つたお母さん方が、保育所に入れないまでも会社を休むことができる、一定期間休んでも仕事を復帰することができるといふような育児休業制度の拡充も必要でしょう、そういう面は、単なる厚生省だけではない、いろいろな関係省庁と連携をとりながら、子を産みやすい、また、お子さんを持ちたいという方には持っていた

く。そして、子は社会の宝でありますから、私も子供を三人持つてみて、子育ての苦労はありますが、それよりも増して、子育ての生きがい、充実感という喜びも大きいものであるということを実感として持っている人間でありますので、できるだけ若い方々にはお子さんを持つてもらいたい、育てやすいような環境を整備していく必要があるなと思っております。

○横田政府委員 放課後児童健全育成事業、先ほども御説明申し上げましたように、全国で八千六百ほどございまして、まだ三分の一ぐらゐの市町村で行われている状況でございます。地域によって非常にばらつきが大きいということで、これはそれなりに、地域の学校の開放状況です

か児童館の設置状況なんかの違いもありますし、また、ニーズそのものにも違いがあるというようなことによるのではないかと思っておりますけれども、今回、法制化したしましてその一層の普及を図ってまいりたいということでござい

○中川(智)委員 その中でちょっと伺いたいのですけれども、事業の名称が学童保育からわざわざ放課後児童健全育成事業といふふうになつていますが、もう学童保育といふのは既に広辞苑とかそういう辞書にもありますし、わざわざこういふ長つたらしい、よくわけがわからないような名前にしたのかということも一点伺いたいです。どうして学童保育事業ではないのかというのか。それを明確にちょっとお答え願ひたい。

そして、この中に対象児童を「おおむね十歳未満」といふふうに書いてありますが、私たちの希望では、大体小学校六年生までは自由に選択できるということ、この年齢制限は要らないのじゃないかと思ひますが、「おおむね十歳未満の児童」と限定することはないと思ひますが、この二つに対してお答えをお願いします。

○横田政府委員 私ども、保育と申しますと、昼間保護者が労働等により忙しいということで保育に欠ける就学前の児童を対象といたしまして、保育所に入所しての子の保育を行うという意味で現在使っているわけでありまして、放課後児童健全育成事業といふことでございまして、これは小学校にも入学されている児童を対象といふことでございまして、この意味において、就学前の児童の保育とは違つていふこととであります。この対象といたしましては専ら小学校低学年の児童ということで、授業が終了いたしましたし、適切な遊び場なり生活の場を提供いたしました健全な育成を図っていくということでござい

これは、従来から私ども、放課後児童クラブ事業といふことで助成等も行つてきていふこととともございまして、今回の法制化に当たりまして、保育と区別する必要があるといふこと、それから、

従来からの事業の延長ということもございまして、放課後児童健全育成事業という形で規定させていただいたものでございます。

それから、対象児が十歳未満の児童を対象として、という点についてでございますが、これは、ニーズといたしましては小学校低学年の児童が高いのではないかと、やはり一人ではおおくわけにはいかないことだと思っております。現実にも、現在八千六百の事業のうちで約九割ぐらゐの児童が一年生から三年生ということでございます。今回の法制化に当たりまして、こういった実態を踏まえて「小学校に就学しているおおくね十歳未満の児童」というふうに規定いたしております。

ただ、これは、十歳以上の児童が参加することはいけないという趣旨ではございませんで、運営主体の自主的な判断によりまして、地域の実情に応じて柔軟に対応していただいて差し支えないのではないかと考えております。

○中川(智)委員 そうしたら、厚生省の方は、小学校六年生で、その子が家に帰ってひとりぼっちや寂しい、そのような子はきつちりを入れるようにという指導を市町村にもするのですか。希望すれば入れるということでの「おおくね十歳」ですか。

○横田政府委員 法律の規定はそういったこととございまして、運用につきましては各実施主体の判断にゆだねられるということでございます。

○中川(智)委員 それで今は、小学校三年、それで四年生に上がったたら、もういっばいだから来ちゃいけないというように運用しているところが多いのです。ですから、親が、うちの子はまだ行きたいと言っているけれども入れてくれないという苦情をたくさん聞きますが、そういうことに對してはどのような御認識でしょうか。

○横田政府委員 その事例を具体的に存じ上げませんけれども、例えば、場所がいっぱいでそういった限定がされていることもあるのかなと思えますけれども、私も聞いたしましては、その地域の実情に応じてまして、実施主体においてそのあ

たりは弾力的に御判断いただくべき事柄ではないかと思っております。

○中川(智)委員 それは地域の実情でやるべきことではなくて、子供や親が希望すれば、地域を先におっしゃるのをおかしいのじゃないですか。

○横田政府委員 法律上の規定は十歳未満の児童を対象というところとございまして、従来から助成事業を行っておりますのも、市町村事業として、こういった方を対象におおくね二十人以上、放課後児童健全育成事業をやっているところになっております。ただ、その場合におきまして、実際上は六年生の方が入っておられるというふうなこともあるわけでありまして、これを、私も、いけないのか、こちらから一々指導するような事柄でもないのではないかと考えてございまして。

○中川(智)委員 そうしたら、先ほどの大臣の御答弁の中の、産み育てやすい環境をつくっていくということと反するのじゃないでしょうか。せつかく法律でこうつくるのに、そのあたりを、地域の実情にやなくて、親や子供のニーズに応じてこの児童保育というのをやっていくべきだということな形で進めていかないと、全く中身に關しては前に進まないのではないのでしょうか。

○横田政府委員 当然、この事業というのはその地域におけるニーズが高いから行われているのではないかと私も考えてございまして、そういったニーズに応じてこの事業がさらに普及いたしますように、私も、私どもといたしましては、この法改正も含めまして引き続き努力してまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 それでは、たくさん質問したいのに時間がないので、そのことはまた確認で次回に質問させていただきます。

施設について伺いたいのですけれども、先ほど神戸の例を申しましたが、今、日本で本当に喜ばれているような児童保育の施設というのは、政令指定都市でもまだ少なく、東京都が一番いいというアンケート結果が出ております。身近な社会

資源を利用するというふうなお立場でこれからお進めになっていくと思えますけれども、身近な社会資源というのがどのようなものと考えていらっしゃるのか。

その例といたしましては、今、学校施設の空き教室が多いのですけれども、学校施設は文部省、児童保育は厚生省、ですから子供たちが学校のガラスを一枚壊しても、それは文部省の方に不良として、こちらは厚生省というふうになって、本当にトラブルが多いのです。そして、子供たちを遊具で遊ばせているけれども、けがをしたら学校の責任になるとか、いろいろ責任も不明確です。でも私は、そのような空き教室を、がらんとクモの巣を張っておくのじゃなくて、しっかりとそのようなものを利用したいと思うのです。

一つの例では、危険な道路を何個も何個も渡って、十五分も三十分も子供たちが歩いてその施設に通って交通事故に遭ったとか、そしてお寺の境内で、お墓が幽霊が出そうで泣いちゃって、もうこんなところへ来るのは嫌だとか、いろいろそのような劣悪な施設で今児童保育というのがあります。

でも、そのような学校施設などをきつちりと使うような形で、厚生省と文部省が手を合せてこのたび進めていくのか。まず、文部省に施設のことを伺いたいと思います。最初に文部省に願います。

○玉井説明員 お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、現在、児童生徒数の減少によりまして、都市部を中心にかなり余剰教室が生じてきております。私も、その施設の有効活用という観点から、学校教育以外の用途にも積極的に活用してまいりますように、市町村などに対しして指導をいたしております。あわせて、この場合、財産処分ということが必要になってまいりますので、その手続の簡素化も進めているところとございまして。それによりまして、余剰教室等の学校施設が放課後児童クラブ施設へも既に相当数転用されていることは御案内のとおりだろうと思

います。

地域には生涯学習のニーズとか、あるいは今議論されております放課後児童健全育成事業に対するニーズとか、さらには、今後の高齢化社会を考えれば、デイサービスセンターといった高齢者福祉という面もいろいろニーズがあろうかと思

いたが、私どもとしましては、今後とも、余剰教室等の学校施設が、放課後児童健全育成事業を含めまして、生涯学習とか福祉とか、地域のそれぞれのニーズに即してより一層積極的に活用されるように努めてまいりたいと思

その際に、御指摘のとおり、この放課後児童健全育成事業につきましては、厚生省との連携が大切だと思っております。既に連携をとっているところとございまして、既に連携をとっているところとございまして、お互いに実情を把握するということの意味におきまして、今後、必要に応じてさらなる連携を深めてまいりたい、かように考えております。

○横田政府委員 放課後児童健全育成事業が行われている場所は、一番多いのは学校の余剰教室、あるいは数地内施設ということ、四割ぐらゐを占めております。その次は児童館ということ、二二%というふうなことで、これで六割ぐらゐを占めている状況でございます。

私も、この実施につきましては、文部省あるいは市町村の中における福祉部局、教育委員会等との連携も密接にしながら取り組んでまいりたいと考えております。保育所等におきましても、あきがある状態でありまして、大いにこういった事業にも今後活用していただくよう推進してまいりたいと思っております。

○中川(智)委員 もう時間が終わりましたけれども、今拝見していますと、児童保育だと空を見て言えますけれども、放課後児童健全育成事業というの、下を向いて皆さんおっしゃってましたね。どうして一々下を見なければいけないような名前に変えるのか、まだ納得できません。終わります。

○町村委員長 次に、内閣提出、参議院送付、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○小泉國務大臣 ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国においては、経済成長や国民生活の向上等に伴い、廃棄物が大量に排出される一方で、廃棄物の減量や再生利用は必ずしも十分に進んでいない状況にあります。

他方、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場の廃棄物処理施設については、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その設置や運営をめぐる地域紛争が多発し、その確保がますます困難となっており、このような傾向が続けば、将来、廃棄物の適正な処理に支障を来しかねない深刻な状況にあります。また、産業廃棄物の不法投棄が後を絶たず、その解決が強く求められております。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の減量化・再生利用の推進、廃棄物処理施設に係る規制の見直し、不法投棄対策等の総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理を推進するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、都道府県知事が多量排出事業者に作成を指示する処理計画について、廃棄物の減量の視点を明確化するとともに、廃棄物の再生利用につ

いて、厚生大臣の認定制度を設けることにより、生活環境の保全に十分留意しつつ必要な規制緩和を図ることとしております。

第二に、廃棄物処理施設の設置について、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示、縦覧、関係市町村長の意見の聴取等の許可手続を明確化するとともに、許可要件の見直しを行うことにより、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていくこととしております。

第三に、廃棄物処理施設の維持管理について、施設の設置者に対し、維持管理に関する記録の作成や閲覧、維持管理費用の積み立てを義務づけることにより、その適正かつ確実な実施を確保することとしております。

第四に、産業廃棄物の適正な委託処理の推進を図るため、現在、特別管理産業廃棄物にのみ交付が義務づけられている管理票制度について、その適用範囲をすべての産業廃棄物に拡大することとしております。また、管理票制度については、事業者の負担の軽減を図るため、管理票の交付にかえて、電子情報処理組織を使用することができるとし、このために必要な業務を行う民法法人を、厚生大臣が情報処理センターとして指定する制度を設けることとしております。

第五に、産業廃棄物の不法投棄に対する罰金額の大幅な引き上げなど罰則を強化し、廃棄物の不適正処理の防止を図ることとしております。

第六に、不法投棄が行われた場合の原状回復措置の円滑な実施を図るため、都道府県知事等が原状回復措置を命ずることができる者の範囲を拡大するとともに、命令を受けた者が直ちに必要措置を講じない場合には、命令を受けた者等に必要措置を講じることを命ずる者等が必要措置を講じることができるとしてしております。

第七に、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することとを目的とした民法法人を、厚生大臣が産業廃棄物適正処理推進センターとして指定する制度を設け

ることとしております。このセンターは、事業者等の出捐による基金を設けて、原状回復措置を講ずる都道府県等に対する資金の出捐等の業務を行うこととしております。

このほか、廃棄物処理業の許可要件の強化、名義貸しの禁止等の改正を行うこととしております。最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○町村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十七日火曜日午後一時四十分理事會、午後二時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時散會

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の四の四」を「第十五条の四の五」に改める。

第二条第四項第二号中「第十五条の四の二第一項において「航行廃棄物」を「第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」に、第十五条の四の二第一項において「携帯廃棄物」を「同項において「携帯廃棄物」に改める。

第七条第三項第四号ハ中「処分」の下に「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定を加え、以上」を削り、同号ニ中「者」の下に「当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者が当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）を加える。

第七条の三の次に次の一条を加える。
(名義貸しの禁止)
第七条の四 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わしてはならない。
第九条の五の次に次の一条を加える。
(再生利用に係る特例)
第九条の五の二 厚生省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。
二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合すること。
三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合すること。

厚生大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第四項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

4 第一項の認定を受けた者は、第七条第九項、第十一項及び第十二項並びに第十九条の三の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。

5 厚生大臣は、第一項の認定に係る再生利用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に必要事項は、政令で定める。

第十二条第五項中「産業廃棄物」の下に「減量その他その」を加える。

第十二条の二第六項中「特別管理産業廃棄物」の下に「減量その他その」を加える。

第十四条第一項中「次条及び第十四条の三」を「から第十四条の三の二まで及び第十五条の四の二」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託してはならない。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第十四条の三の二 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第十四条の四第十一項中「第十四条の四第十

項」を「第十四条の四第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託してはならない。

第十四条の六の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第十四条の七 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第三章中第十五条の四の四を第十五条の四の五とし、第十五条の四の三を第十五条の四の四とし、第十五条の四の二を第十五条の四の三とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

(再生利用に係る特別)

第十五条の四の二 厚生省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合すること。

2 第九条の五の二第二項の規定は前項の認定について、同条第三項及び第四項の規定は前項の認定を受けた者について、同条第五項及び第六項の規定は前項の認定について準用す

る。この場合において、同条第三項中「第七条第一項若しくは第四項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第四項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第四項中「第七条第九項、第十一項及び第十二項」とあるのは「第十四条第八項、第九項及び第十一項」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、「一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物処分業者」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十五条の四の二第一項」と読み替えるものとする。

第十九条の四中「第十四条第九項又は第十四条の四第九項」を「第十四条第十項又は第十四条の四第十項」に改める。

第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(情報交換の促進等)

第二十三条の二 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

第二十四条の二中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に、「第十五条の四の二第一項」を「第十五条の四の三第一項」に改める。

第二十五条中「三百万円」を「千万円」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第七条の四、第十四条の三の二又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

第二十五条に次の一号を加える。

六 第十六条の規定に違反して、産業廃棄物を捨てた者

第二十六条中「百万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「第十四条第九項又は第十四条の四第九項」を「第十四条第十項又は第十四条の四第十項」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十四条第九項又は第十四条の四第九項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を委託した者

第二十六条第三号中「第十五条の四の二第一項」を「第十五条の四の三第二項」に改め、同条第四号中「第十五条の四の二第四項」を「第十五条の四の三第四項」に改め、同条第五号中「特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物その他政令で定める産業廃棄物」を「一般廃棄物」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 第八条第四項(第九条第二項において準用する場合を含む。)又は第十五条第四項(第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。

第二十九条第一号中「第十四条第十項及び第十四条の四第十一項」を「第十四条第十一項及び第十四条の四第十二項」に改める。

第三十条中「第二十五条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定に」、「又は人に対しても、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十五条第六号 一億円以下の罰金刑

二 第二十五条第六号を除く。から前条まで 各本条の罰金刑

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 一般廃棄物（第六条―第九条の六）
第三章 産業廃棄物（第十条―第十五条の四の五）」を

- 「第二章 一般廃棄物」
第一節 一般廃棄物の処理（第六
第二節 一般廃棄物処理業（第七
第三節 一般廃棄物処理施設（第
第四節 一般廃棄物の再生利用に
第五節 一般廃棄物の輸出（第九
第三章 産業廃棄物
第一節 産業廃棄物の処理（第十
第二節 情報処理センター及び産
第一款 情報処理センター（第
第二款 産業廃棄物適正処理推
第三節 産業廃棄物処理業（第十
第四節 特別管理産業廃棄物処理
第五節 産業廃棄物処理施設（第
第六節 産業廃棄物の再生利用に
第七節 産業廃棄物の輸入及び輸

に改める。

条―第六条の三）
条―第七条の四）
八条―第九条の五）
係の特例（第九条の五の二）
条の六）

条―第十三条）
業廃棄物適正処理推進センター
十三条の二―第十三条の十一）
進センター（第十三条の十二―第十三条の十六）
四―第十四条の三の二）
業（第十四条の四―第十四条の七）
十五―第十五条の四）
係の特例（第十五条の四の二）
出（第十五条の四の三―第十五条の四の五）

第二条に次の一項を加える。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第二項に規定する

運搬受託者及び同条第三項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
第二章中第六条の前に次の節名を付する。
第一節 一般廃棄物の処理

第六条の二第一項中「第七条の三」の下に「

第十三条の十一第一項を加え、「第十五条の三第二項」を削る。

第六条の三の次に次の節名を付する。

第二節 一般廃棄物処理業

第七条の四の次に次の節名を付する。

第三節 一般廃棄物処理施設

第八条第一項中「厚生省令で定めるところにより」を削り、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三 一般廃棄物処理施設の種類の

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

五 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他厚生省令で定める事項

3 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、

同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

第八条に次の一項を加える。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

第八条の次に次の五条を加える。

（許可の基準等）

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る一般廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その設置に関する計画が厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していること。

二 その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、前項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(記録及び閲覧)

第八条の四 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(維持管理積立金)

第八条の五 特定一般廃棄物最終処分場(一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、厚生省令で定めるものをいう。以下同じ。)について第八条第一項の許可を受けた者(以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。)は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了

までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。

2 維持管理積立金の積立ては、厚生省令で定めるところにより、環境事業団にしなければならない。

3 維持管理積立金は、環境事業団が管理する。

4 維持管理積立金の額は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に必要な費用の額及び当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立期間を基礎とし、厚生省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。

5 環境事業団は、厚生省令で定めるところにより、維持管理積立金に利息を付さなければならない。

6 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、維持管理積立金の積立てをしている特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定めるところにより、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。

7 第九条の五第一項又は第二項の規定により第八条第一項の許可を受けた者について地位の承継があつたときは、当該許可を受けた者が積み立てた維持管理積立金は、当該許可を受けた者の地位を承継した者が積み立てたものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、維持管理積立金の積立て及び取戻しに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(環境事業団の業務の特例)

第八条の六 環境事業団は、環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号。次項において「事業団法」という。)第十八条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 前条第三項(第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により環境事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十八条第一項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)」と、「同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、事業団法第二十四条の二中「整理しなければならない」とあるのは「整理し、廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない」と、事業団法第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び廃棄物処理法」と、同項第五号中「もの」とあるのは「もの並びに廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務」と、事業団法第三十八条第三号中「第十八条」とあるのは「第十八条及び廃棄物処理法第八条の六第一項」とする。

第九条第一項中「前条第一項」を「第八条第一項」に、「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」を「同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」に改め、「するときは」の下に「厚生省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第三項」を「第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改め、「若しくは」の下に「第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは同条第二項第一号に掲げる事項その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又はを、係る一般廃棄物処理施設の下に「(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)」を加え、「廃止し、若しくは休止し、又はは

を「廃止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、若しくは」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が総理府令、厚生省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

第九条の二中「同条第二項第一号又は第五項」を「第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三」に改め、「基準」の下に「又は当該許可に係る計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画については前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」を、「とき」の下に「第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八条の五第一項の規定による積立てをしなければならない場合においてその積立てをしていないとき」を加え、「同条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第九条の三第一項中「し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。)」を削り、「ところにより」の下に「第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて」を加え、同条第六項中「及び第四項」を「から第五項までの」に、「及び第四項中「許可」を「中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三第七項」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」に、「届出」を「当該届出」に改め、同項を同条第十

項とし、同条第五項中「第八條第二項第一号又は第五項」を「第八條の二第一項第一号若しくは第八條の三」に改め、「基準」の下に「又は当該届出に係る第一項に規定する第八條第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画については第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第八條第五項」を「第八條の三」に改め、「基準」の下に「及び当該届出に係る同項に規定する第八條第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画については第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八條第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

7 第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第八條第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更（厚生省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

8 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。

この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第七項」と、「同項」とあるのは「前項」と、第三項中「第一項」とあるのは「第七項」と、第四項中「第一項」とあるのは「第七項」と、「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八條第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

第九條の三第三項中「し、又はその構造若しくは規模の変更を」と削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第八條第二項第一号」を「第八條の二第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第八條第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

第九條の五の次に次の節名を付する。

第四節 一般廃棄物の再生利用に係る特例

第九條の五の二の見出しを削り、同条の次に次の節名を付する。

第五節 一般廃棄物の輸出

第九條の六の見出しを削る。

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 産業廃棄物の処理

第十二條の三の見出しを「産業廃棄物管理票」に改め、同条第一項中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物の」に改め、「委託する場合」の下に「（厚生省令で定める場合を除く。）」を加え、「特別管理産業廃棄物管理票」を

「産業廃棄物管理票」に改め、同条第二項及び第三項中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から厚生省令で定める期間保存しなければならない。

第十二條の四「前条第一項」を「第十二條の三第一項」に、「第五項まで」を「第六項まで又は前条第一項、第二項、第四項及び第八項」に、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条を第十二條の五とする。

第十二條の三の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用）

第十二條の四 前条第一項に規定する事業者（その使用に係る入出力装置が第十三條の二第一項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）の条において単に「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線と接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（前条第一項に規定する厚生省令で定める場合を除く。）において、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線と接続されている者に限る。）に、以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することと求め、かつ、厚生省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用し、当該委託に係る産業廃棄物の種

類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他厚生省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第一項の規定にかかわらず、管理票を交付することとを要しない。

2 運搬受託者又は処分受託者は、前項の規定により電子情報処理組織使用事業者から報告することと求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用し、厚生省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨を報告しなければならない。

3 情報処理センターは、前項の規定による報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託した電子情報処理組織使用事業者、運搬受託者又は処分受託者が当該運搬又は処分を終了した旨を通知するものとする。

4 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。

5 情報処理センターは、第一項の規定による登録及び第二項の規定による報告に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該報告を受けた日から厚生省令で定める期間保存しなければならない。

6 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、第一項の規定による登録及び第二項の規定による報告に関する事項を都道府県知事に報告しなければならない。

7 情報処理センターは、第一項の規定による登録について厚生省令で定める期間内に第二項の規定による報告を受けないときは、電子情報処理組織を使用し、遅滞なく、その旨

を当該登録をした電子情報処理組織使用事業者に通知しなければならない。

8 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分状況を把握するとともに、厚生省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、厚生省令で定める。第十三条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター

(指定)

第十三条の二 厚生大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報処理センターとして指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十三条の三 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十二条の四第一項の規定による登録、同条第二項の規定による報告並びに同条第三項及び第七項の規定による通知に係る事務(次号において「登録報告事務」という。)

を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二 登録報告事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 第十二条の四第五項の規定による記録及び保存並びに同条第六項の規定による報告を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)

第十三条の四 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務(以下「情報処理業務」という。)を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の厚生省令で定める事項について情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十三条の五 情報処理センターは、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務の休廃止)

第十三条の六 情報処理センターは、厚生大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部

又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(秘密保持義務)

第十三条の七 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿)

第十三条の八 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条の九 厚生大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十三条の十 厚生大臣は、この款の規定を施行するために必要限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十三条の十一 厚生大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の二第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

一 情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター

(指定)

第十三条の十二 厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター(以下「適正処理推進センター」という。)として指定することができる。

(業務)

第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導を行うこと。

二 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報を収集し、事業者に対し提供すること。

三 産業廃棄物の適正な処理に關し、事業者及びその従業員に対して研修を行うこと。

四 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。

五 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、第十九条の五第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行

うこと。

(産業廃棄物処理業の許可等の特例)

第十三条の十四 適正処理推進センター又はその委託を受けた者は、第十九条の六の規定による協力の求めに応じ、産業廃棄物の撤去等を行うときは、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該撤去等に必要な行為を業として実施することができる。

2 適正処理推進センターは、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(基金)

第十三条の十五 適正処理推進センターは、第十三条の十三各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 厚生大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(準用)

第十三条の十六 第十三条の二第二項から第四項まで、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一の規定は、適正処理推進センターについて準用する。この場合において、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一第一項第一号中「情報処理業務」とあるのは、「第十三条の十三各号に掲げる業務」と、同項第三号中「若しくは当該」とあるのは、「又は当該」と、「違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき」とあるのは、「違反したとき」と読み替えるものとする。

第三節 産業廃棄物処理業

第十四条の三の二の次に次の節名を付する。

第四節 特別管理産業廃棄物処理業

第十四条の七の次に次の節名を付する。

第五節 産業廃棄物処理施設

第十五条第一項中「厚生省令で定めるところにより」を削り、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他厚生省令で定める事項

3 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

第十五条に次の一項を加える。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

第十五条の二第二項中「産業廃棄物処理施設の構造又は規模」を「許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」に改め、「するときは」の下に「厚生省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第三項」を「第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第二項から第三項まで」に改め、同条第三項前段中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十五条の二の四第一項ただし書」と、同条第二項第一号とあるのは「第十五条第二項第一号」と、当該許可に係る一般廃棄物処理施設とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

第十五条の二を第十五条の二の四とし、第十五条の次に次の三条を加える。

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その設置に関する計画が厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。

二 その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る)をする場合においては、あらかじめ、前項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という)は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画については第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(準用)

第十五条の二の三 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。)について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて厚生省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四(当該許可に係る一般廃棄物処理施設とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、第八条第一項とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第九条の五第一項又は第二項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第一項又は第二項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替へるものとする。

第十五条の三 同条第二項第一号又は第五項を「第十五条の二第二項第一号若しくは第十五条の二の二」に改め、「基準」の下に「又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のものを)」を、「とき」の下に「産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき、又は第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を受けた者が第十五条の二の三において準用する第八条の五第一項の規定による積立てをしななければならない場合

においてその積立てをしていないとき」を加え、「同条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第十五条の四の次に次の節名を付する。

第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例

第十五条の四の二の見出しを削り、同条の次に次の節名を付する。

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

第十五条の四の五第二項中「第十二条の第三項」の下に「及び第十二条の四第一項」を加え、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改める。

第十五条の五第一項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第十八条第一項中「又は一般廃棄物処理施設の」を「一般廃棄物処理施設の」に改め、「産業廃棄物処理施設の設置者」の下に「又は情報処理センター」を加える。

第十九条の四の中は、当該処分を委託した者「及び当該処分を行った者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第十二条の第三項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二条の四第一項の規定による登録に関し虚偽の登録をしたときは、これらの委託をしたに改め、(含む)」の下に「次条において「処分者等」というを、「措置」の下に「(以下「支障の除去等の措置」という)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令をするときは、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付しななければならない。

第十九条の五第一項中「第九条の三第六項及び第十五条の二第三項」を「第九条の三第十項及び第十五条の二の四第三項」に改め、同条を第十九条の七とし、第十九条の四の次に次の二条を加える。

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の五 前条第一項各号に掲げる場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は

は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項各号に定める者は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができ、この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定め、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。

2 前条第一項各号に定める者は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、厚生省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

(適正処理推進センターの協力)

第十九条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じようとするときは、適正処理推進センターに対し、厚生省令で定めるところにより、当該支障の除去等の措置の実施に協力することを求めることができる。

第二十一条第二項中「第八条第五項又は第十

五条第五項」を「第八条の三又は第十五条の二の二」に改める。

第二十五条第三号中「第十九条の四」を「第十五条の四第一項」に改め、同条第五号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二の四第一項」に、「一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の構造又は規模」を「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 第十三条の七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条中「第八条第四項」を「第八条の二第四項」に、「第十五条第四項(第十五条の二第二項)」を「第十五条の二第四項(第十五条の二の四第二項)」に改める。

第二十九条第二号中「第十五条の二第三項」を「第十五条の二の四第三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第八条の四(第十五条の二の三)において準用する場合を含む。の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者。

第二十九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十二条の三第一項(第十五条の四の五第二項)において準用する場合を含む。の規定による管理票に虚偽の記載をして交付し、又は第十二条の四第一項(第十五条の四の五第二項)において準用する場合を含む。の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者。

第二十九条第四号中「第十五条の十三第一項又は」を削り、「による報告」の下に「(情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。)」を加え、同条第五号中「第十五条の十三第一項の規定による検査又は」を削り、「若しくは第二項」を「又は第二項」に改め、同

条の次に次の一条を加える。

第二十九條の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條の六の許可を受けずに、情報処理業務の全部を廃止したとき。

二 第十三條の八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十三條の八の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十三條の九第一項、第十五條の十三第一項又は第十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十三條の九第一項又は第十五條の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十條第二号中「から前条」を、「第二十六條又は第二十七條から第二十九條」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三條から第五條まで及び第十一條の規定並びに附則第十二條中厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一號）第六條第二十七號の二の改正規定（「基づき」の下に、「廃棄物の再生利用に係る認定を行い」を加える部分を除く。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二條中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二條の三及び第十二條の四の改正規定、同法第十二條の五とする改正規定、同法第十二條の三の次に一條を加える改正規定、同法第十三條の次に一節及び節名を加える

る改正規定（同法第三章第二節第一款（第十三條の二、第十三條の四及び第十三條の五の規定を除く。）に係る部分に限る。）、同法第十五條の四の五第二項及び第十八條第一項の改正規定、同法第十九條の四の改正規定（「は、当該処分を委託したとき、及び当該処分を行つた者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第十二條の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二條の四第一項の規定による登録に関し虚偽の登録をしたときは、これらの委託をした」に改める部分に限る。）、同法第二十六條の次に一條を加える改正規定、同法第二十九條第三号の次に一號を加える改正規定、同法第四号及び第五号の改正規定、同法第九條の次に一條を加える改正規定並びに第三十條第二号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(産業廃棄物処理業の許可の基準に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項若しくは第四項、第十四條第一項若しくは第四項又は第十四條の四第一項若しくは第四項の許可（同法第七條第二項若しくは第五項、第十四條第二項若しくは第五項又は第十四條の四第二項若しくは第五項の許可の更新を含む。）の申請をした者（許可の更新の場合にあつては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

(一般廃棄物処理施設に関する経過措置)

第三條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行前に第二條の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「旧法」という。）第八條第一項又は第九條第一項の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていらないものについての許可又は不許可の処分について

は、なお従前の例による。

2 旧法第八條第一項又は第九條第一項の許可（前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。）に係る一般廃棄物処理施設（旧法第八條第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。）について、その使用前に都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。次項並びに附則第五條第二項及び第三項において同じ。）が行う検査（附則第一條第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。）については、なお従前の例による。

3 旧法第八條第一項又は第九條第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて、旧法第八條第四項（旧法第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受け、旧法第八條第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、第二條の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新法」という。）第八條の二第四項（新法第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第八條第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた一般廃棄物処理施設とみなす。

4 旧法第八條第一項の許可（第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九條第一項の許可を受けるまでの間は、新法第八條の三「中」基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九條第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）とあるのは「基準」と、新法第九條第一項中「許可に係る同条第二項第四号から第七号ま

で掲げる事項」とあるのは「許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他厚生省令で定める事項を記載した申請書提出して」と、新法第九條の二「中」基準又は当該許可に係る第八條第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合してない」と認めるとき、第八條第一項の許可を受けた者が第八條の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき」とあるのは「基準に適合してない」と認めるときとする。

5 旧法第八條第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九條第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第三條第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」と、同条第二項第四号」とあるのは「第八條第二項第四号」とする。

6 新法第八條の五の規定は、同条第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場であつて、附則第一條第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。

7 旧法第九條の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設については、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九條の三第七項の規定による届出をするまでの間は、同条第五項中「基準及び当該届出に係る同項に規定する第八條第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）」と

あるのは「基準」と、同条第七項中「当該届出に係る第八條第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、同条第九項中「基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八條第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画については第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」とする。

（情報処理センターに係る経過措置）

第四條 情報処理センターは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第十三條の四第一項に規定する情報処理業務の実施に必要な準備行為をすることができ、

（産業廃棄物処理施設に関する経過措置）

第五條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第十五條第一項又は第十五條の二第一項の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていらないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 旧法第十五條第一項又は第十五條の二第一項の許可（前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。）に係る産業廃棄物処理施設（旧法第十五條第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。）について、その使用前に都道府県知事が行う検査（附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。）については、なお従前の例による。

3 旧法第十五條第一項又は第十五條の二第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて、旧法第十五條第四項（旧法第十五條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受け、旧法第十五條第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、新法第十五條の二第

四項（新法第十五條の二の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第十五條第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた産業廃棄物処理施設とみなす。

4 旧法第十五條第一項の許可（第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五條の二の四第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五條の二の二中「基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五條第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画については第十五條の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、新法第十五條の二の四第一項中「許可に係る第十五條第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「産業廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、第十五條第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、新法第十五條の二の三中「基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五條第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画については前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」に適合していないと認めるとき、産業廃棄物処理施設の設置者が第十五條の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき」とあるのは「基準に適合していないと認めるとき」とする。

5 旧法第十五條第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五條の二の四第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第五條第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」とする。

6 新法第十五條の二の三において準用する新法第八條の五の規定は、新法第十五條の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第六條 附則第一条第一号及び第二号に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び第五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條の四、第十四條第九項、第十四條の三の二、第十四條の四第九項及び第十四條の七の規定並びに新法第八條の四、第八條の五、第九條第五項、第九條の三第六項、第十五條の二の三及び第十五條の二の四第三項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第九條 地方自治法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四條中「第二十三條の二」を「第二十三條の三」に改める。
（地価税法の一部改正）

第十條 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「規定する一般廃棄物処理施設」の下に「（同法第九條の五の二第一項（再生利用に係る特例）の認定に係るもので政令で定めるものを含む。）」を、「規定する産業廃棄物処理施設」の下に「（同法第十五條の四の二第一項（再生利用に係る特例）の認定に係るもので政令で定めるものを含む。）」を加える。

第十一條 地価税法の一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「第十五條の二第一項」を「第十五條の二の四第一項」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第十二條 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六條第二十七号の二中「基づき」の下に「産業廃棄物の再生利用に係る認定を行い」と、「並びに」の下に「情報処理センター、産業廃棄物適正処理推進センター及び」を加え、「及び廃棄物処理センターに対し」とを「並びにこれらに対し、認可その他」に改める。

理由

産業廃棄物の最終処分場の確保の困難化、廃棄物の処理に対する住民の不安の高まり、不法投棄の件数の増加等の廃棄物の処理をめぐむ状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の再生利用について許可に代わる認定制度の新設、廃棄物処理施設の設置の許可の要件及び手続の明確化、最終処分場の維持管理積立金制度の新設、産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度の新設、産業廃棄物の不法投棄に関する罰則の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

平成九年六月九日印刷

平成九年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局